

高圧ガス保安法令に基づく 関係事務手続きの手引

最終改正：令和4年4月7日

目次

§ 1 手引き使用の留意事項

1	法令等の略語	1
2	申請書等の記入方法	1
3	申請書等の規格	1
4	申請書等作成の留意事項	2
5	申請書等の提出先及び提出部数	2
6	手数料	2

§ 2 高圧ガスの取扱い形態ごとの必要手続きの概要

§ 3 申請書、届書及び報告書の記入例及び留意事項

1	高圧ガス製造許可申請書	6
	製造計画書（一般高圧ガス）	8
	製造計画書（冷凍）	12
2	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	16
3	危害予防規程届書	20
4	高圧ガス製造・ ^{開始} _{廃止} 届書	22
5	高圧ガス製造施設軽微変更届書	24
6	高圧ガス許可等記載事項変更届書	26
7	第一種製造事業承継届書	28
8	高圧ガス製造施設休止届書	32
9	高圧ガス製造施設（貯蔵）休止届書	34
10	高圧ガス保安統括者（代理者）届書	36
11	高圧ガス保安技術管理者等 高圧ガス保安主任者等 届書	40
	保安統括者等の選任について	44
12	高圧ガス保安監督者選任（変更）届書	48
13	冷凍保安責任者（代理者）届書	52
14	高圧ガス製造（事業）届書	56
15	高圧ガス製造施設等変更届書	58
	第二種製造事業	
16	高圧ガス販売事業 承継届書 特定高圧ガス消費者	60
17	第一種貯蔵所設置許可申請書	62
	貯蔵計画書	64
18	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	68
19	第一種貯蔵所軽微変更届書	70
20	第一種貯蔵所承継届書	72
21	貯蔵所廃止届書	74
22	第二種貯蔵所設置届書	76

23	第二種貯蔵所位置等変更届書	78
24	保安検査申請書	80
25	製造施設 第一種貯蔵所 完成検査申請書	82
	高圧ガス販売事業について	84
26	高圧ガス販売事業届書	86
	販売計画書	88
27	販売高圧ガス貯蔵届書	92
28	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	98
29	貯蔵高圧ガス名の変更届書	100
30	高圧ガス販売事業廃止届書	102
31	高圧ガス販売主任者届書	104
32	輸入検査申請書	108
33	特定高圧ガス消費届書	112
	消費施設等明細書	114
34	特定高圧ガス消費施設等変更届書	118
35	特定高圧ガス取扱主任者届書	120
36	特定高圧ガス消費廃止届書	124
37	容器検査所 登録 登録更新 申請書	126
38	検査主任者届書	128
39	容器検査所廃止届書	132
40	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	134
41	高圧ガス製造保安責任者免状 高圧ガス販売主任者免状 交付申請書	136
42	高圧ガス製造保安責任者免状 高圧ガス販売主任者免状 再交付申請書	138
43	事故届書	140

§ 4 参考資料

1	高圧ガスの設備の移設等に係る許可申請等の添付書類 並びに完成検査等の取扱について	157
2	高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱について	160
3	LGC（超低温容器）等の当面の運用について	162
4	照会事例	163
5	手数料の算定の扱いについて	167
6	保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について	169
7	許可申請時の基準適合状況の記述方法について	170
8	高圧ガスの事故等について（新潟県取扱い）	171
9	コールド・エバポレーターの運用について	172

§ 5	関係団体の連絡先	176
-----	----------	-----

§ 1 手引き使用の留意事項

1 法令等の略語

- 法 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）
- 政 令 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）
- 一 般 則 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号）
- 液 石 則 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号）
- コンビ則 コンビナート等保安規則（昭和 61 年 12 月 13 日通商産業省令第 88 号）
- 冷 凍 則 冷凍保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 51 号）
- 容 器 則 容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号）
- 国際容器則 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省令第 82 号）
- 試 験 則 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則
(昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 54 号)
- 手数料条例 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成 12 年 3 月 31 日新潟県条例第 14 条）
- 細 則 新潟県高圧ガス保安法施行細則（昭和 57 年 6 月 1 日新潟県細則第 48 号）
- 液 石 法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号)
- 協 会 高圧ガス保安協会

2 申請書等（届書及び報告書を含む。以下同じ。）の記入方法

(1) 申請者

当該法人の代表者が申請者になり、代表者の欄には代表者であることが明らかになるように、その地位を記載すること。

例えば「〇〇株式会社 代表取締役 新潟太郎」と記載すること。

申請者が代表者以外の者であるときは、代表者の委任状を添付することとし「申請代理人〇〇株式会社××工場長 新潟次郎」と記載すること。

(2) 記入方法

名 称 欄	事業所（工場）の名称まで記入すること。
事務所所在地欄	本社所在地を記入すること。
事業所所在地欄	事業所（工場）の所在地を記入すること。

3 申請書等の規格

用紙の大きさはすべて日本産業規格 A4（210mm×297mm の大きさ）とすること。ただし、添付する図面等については任意でよいが、A4 の大きさに折りたたんで綴ること。

4 申請書等作成の留意事項

- ①申請書等を作成する場合、年月日をはじめ必要事項は必ず記入すること。
- ②添付書類が多い場合は、添付書類一覧表を作成し添付書類に見出しを付けること。
- ③添付書類は、図面等の共通化、両面印刷の使用など、枚数を減らすこと。
- ④申請書等について、問い合わせる場合があるので、担当者の連絡先を分かるようにすること。

5 申請書等の提出先及び提出部数

(1) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県防災局消防課高圧ガス保安係
電話 025(285)5511 (代表) 内線 6446、6447
025(282)1666 (直通)

注) 申請書等の提出方法は、簡易な許可申請や軽微変更届(配管更新や弁類の取替等)は郵送による提出を原則とする。その際、連絡先・担当者のメモを同封のこと。

なお、事業所のある市町村に高圧ガス保安法の権限が移譲されている場合は、書類の提出先が市町村(消防本部)となります。この場合、本手引き掲載の提出書類と異なる可能性がありますので、「§5 関係団体の連絡先」を参考に提出先の市町村にお問い合わせください。

(2) 提出部数

説明欄に記載のあるものを除き、1部とする。

注) 申請者等は申請書等の控えを保存すること。收受印が押印されたものの返送を希望する場合は、切手付きの返信用封筒を用意すること。

6 手数料

(1) 手数料の額

手数料条例に定められている額

注) 手数料額は県のホームページ等で確認すること。

(2) 納入方法

新潟県収入証紙を申請書に貼付し納入すること。申請書表面に貼付できない場合は、申請書裏面に貼付すること。

収入印紙を貼付したり、消印したりすることのないように注意すること。

§ 2 高圧ガス取扱い形態ごとの必要手続の概要

1 高圧ガス製造許可・届出・報告関係必要手続き

第一種新規.....	高圧ガス製造許可申請書.....	6
第一種変更.....	高圧ガス製造施設等変更許可申請書.....	16
規程.....	危害予防規程届書.....	20
完成検査.....	完成検査申請書.....	82
保安検査.....	保安検査申請書.....	80
開始.....	高圧ガス製造開始届書.....	22
第一種軽微変更.....	高圧ガス製造施設軽微変更届書.....	24
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
第一種承継.....	第一種製造事業承継届書.....	28
休止.....	高圧ガス製造施設休止届書.....	32
保安組織.....	高圧ガス保安統括者（代理者）届書.....	36
保安組織.....	高圧ガス保安技術管理者等・保安主任者等届書.....	40
保安組織.....	高圧ガス保安監督者選任（変更）届書.....	48
保安組織.....	冷凍保安責任者（代理者）届書.....	52
第二種新規.....	高圧ガス製造（事業）届書.....	56
第二種変更.....	高圧ガス製造施設等変更届書.....	58
第二種承継.....	第二種製造事業承継届書.....	60
廃止.....	高圧ガス製造廃止届書.....	22

2 高圧ガス貯蔵所許可・届出・報告関係の必要手続

第一種新規.....	第一種貯蔵所設置許可申請書.....	62
第一種変更.....	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書.....	68
完成検査.....	完成検査申請書.....	82
第一種軽微変更.....	第一種貯蔵所軽微変更届書.....	70
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
第一種承継.....	第一種貯蔵所承継届書.....	72
休止.....	高圧ガス製造施設（貯蔵）休止届書.....	34
第二種新規.....	第二種貯蔵所設置届書.....	76
第二種変更.....	第二種貯蔵所位置等変更届書.....	78
廃止.....	貯蔵所廃止届書.....	74

3 高圧ガス販売事業届出関係の必要手続

販売新規.....	高圧ガス販売事業届書.....	86
販売種類変更.....	販売に係る高圧ガスの種類変更届書.....	98
貯蔵新規.....	販売高圧ガス貯蔵届書.....	92
貯蔵変更.....	貯蔵高圧ガス名の変更届書.....	100
その他変更.....	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
承継.....	高圧ガス販売事業承継届書.....	60
保安組織.....	高圧ガス販売主任者届書.....	104

廃止	高圧ガス販売事業廃止届書.....	102
4 高圧ガス輸入の必要手続		
輸入	輸入検査申請書.....	108
5 特定高圧ガス消費届出関係の必要手続		
消費新規	特定高圧ガス消費届書.....	112
消費変更	特定高圧ガス消費施設等変更届書.....	118
その他変更	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
承継	特定高圧ガス消費者承継届書.....	60
保安組織	特定高圧ガス取扱主任者届書.....	120
廃止	特定高圧ガス消費廃止届書.....	124
6 容器検査所登録関係の必要手続		
検査所新規	容器検査所登録申請書.....	126
検査所更新	容器検査所登録更新申請書.....	126
その他変更	高圧ガス許可等記載事項変更届書.....	26
保安組織	検査主任者届書.....	128
廃止	容器検査所廃止届書.....	132
7 容器関係の必要手続		
変更	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書.....	134
8 免状交付申請関係の必要手続		
製造交付	高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書.....	136
販売交付	高圧ガス販売主任者免状交付申請書.....	136
製造再交付	高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書.....	138
販売再交付	高圧ガス販売主任者免状再交付申請書.....	138
9 事故時の必要手続		
事故	事故届書.....	140

§ 3 申請書、届書及び報告書の
記入例及び留意事項

コンビ則様式第1 (第3条関係)
 一般則様式第1 (第3条関係)
 液石則様式第1 (第3条関係)
 冷凍則様式第1 (第3条関係)

高压ガス製造許可申請書	特定	×整理番号	
	一般	×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
	冷凍	×許可番号	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
製造する高压ガスの種類			
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者		
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行の終わり、又は執行の受けることが無くなった日から2年を経過しない者		
	3 心身の故障により高压ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造許可申請書について

1 申請の対象

次のいずれかに該当する者

(1) 冷凍以外

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容量が 100m³/日（第一種ガスの場合は 300m³/日、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を処理する場合は、100m³/日 + 2/3 × [第一種ガスの処理量]）以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者

(2) 冷凍

冷凍のためガスを圧縮し又は液化して高圧ガスの製造をする設備で、1日の冷凍能力が冷媒ガスの種類に応じ下記以上のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者

① フルオロカーボン及びアンモニア

50 冷凍トン

② その他

20 冷凍トン

(3) (1)又は(2)の製造事業所を譲り受ける者

2 申請の時期

製造を行う前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 名称（事業所の名称を含む。）

冷凍則にあつては、異なる冷凍施設を識別できるような名称を付すこと。

(3) 欠格事由に関する事項

該当の有無を記入すること。

4 添付書類

(1) 法人の登記事項証明書

法人の場合に限る。

(2) 製造計画書

詳細は、8頁以降で記述する。

5 製造事業所を譲り受ける者の添付書類

(1) 4に示す書類

ただし、製造計画書及び図面のうち、主要設備以外の機器一覧表、図面、認定書等の各種証明書は不要

(2) 譲渡を証明する書類

譲渡契約書等をいう。

6 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

7 高圧ガス製造許可後必要な手続

(1) 製造施設完成検査申請書（→82頁）

なお、完成検査は製造事業所の譲渡等で、必要ない場合があるので、確認すること。

(2) 危害予防規程届書（→20頁）

(3) 高圧ガス保安管理組織関連届

① 高圧ガス保安統括者（代理者）届書

（→36頁）

② 保安技術管理者等・保安主任者等届書

（→40頁）

③ 冷凍保安責任者（代理者）届書（→52頁）

④ 高圧ガス保安監督者選任届書

（→48頁）

(4) 高圧ガス製造開始届書（→22頁）

製造計画書（一般高圧ガス）（記載例）

1 製造の目的（変更許可申請の場合は、変更の内容を含む。）

液化〇〇ガスを、受入コンプレッサーを用いてローリーから受け入れて、貯槽（××トン 2基）に貯蔵する。

貯蔵した液化〇〇ガスは、払出ポンプで気化器へ返送して気化させ、減圧弁で△△MPa に減圧後、加熱炉の燃料用として使用する。

2 処理能力（処理能力計算書を添付すること。）

ガスの名称	変更前処理能力 m ³ /日	変更する処理能力 m ³ /日	(変更後)処理能力 m ³ /日
液化〇〇ガス			250,000m ³ /日
計			250,000m ³ /日

3 貯蔵能力（貯蔵能力計算書を添付すること。）

ガスの名称	変更前貯蔵能力 kg m ³	変更する貯蔵能力 kg m ³	(変更後)貯蔵能力 kg m ³
液化〇〇ガス			50,000 kg
計			50,000 kg

製造計画書（一般高圧ガス）に記載すべき事項

1 製造の目的

具体的に記入すること。

2 処理設備の処理能力（計算書を添付すること。）

ガスの名称は化学名で記入することとし、変更許可申請の場合は変更前処理能力及び変更する処理能力も併せて記入すること。

3 処理設備の性能

4 省令で定める技術上の基準に関する事項

10 頁の記載例に従い作成のこと。

5 移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備にあっては、その使用の履歴及び保管状態の記録

詳細は 157 頁

6 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面

7 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コンビナート等保安規則適用事業所のみ）

8 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面（事業所の規模等に応じ、6 に記入しても差し支えない。）

9 製造工程の概要を説明した書面及び図面

プロセス（圧縮、反応、精製等）を示したものの（ただし、製造の目的に併せて記載できる場合は省略しても差し支えない。）

10 フローシート又は配管図

高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。

11 高圧ガス製造施設配置図

防火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面

12 機器等一覧表

機器一覧表に最低限記載すべき事項として、以下に示す。

(1) 全機器共通

名称、ガス名、圧力（設計・常用）、温度（設計・常用）、メーカー名（配管を除く）、型式（配管を除く）、圧力部の使用材質、肉厚、認定品・協会検査品の別

(2) 貯槽、塔槽類

内容積、貯蔵量、寸法、特定設備検査受検の有無、耐震設計の有無

(3) 蒸発器、熱交換器類

内容積、処理能力、寸法、特定設備検査受検の有無

(4) 回転機類（ポンプ、圧縮機）

回転数、処理能力

(5) 弁類、計装品、配管等

呼び径、耐震設計の有無（配管）

13 貯蔵設備の貯蔵能力（計算書を添付すること。）

14 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品等を除く。）の強度計算書

15 耐震設計構造物に係る計算書

経済産業大臣が耐震設計上適切であると認められた計算方法等により設計した耐震構造物にあってはその結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあっては計算条件及び計算結果を示した書面

16 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

17 機器の図面

ガス設備（高圧ガス設備を含む。）に限り、配管及び継手類を除く。

4 一般高圧ガス保安規則の技術上の基準に関する事項（記載例）

適用法令	項目	申請内容	書類番号	図面番号	備考									
第6条第1項 第1号 第22条	事業所の境界 及び警戒標	別紙図面のとおり境界を設定し警戒標を設置する。		1										
第6条第1項 第2号 第22条	保安距離	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>法定距離</th> <th>申請距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>L₁</td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>L₂</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	法定距離	申請距離	第1種	L ₁	30m	第2種	L ₂	20m		2	
種別	法定距離	申請距離												
第1種	L ₁	30m												
第2種	L ₂	20m												
第6条第1項 第3号 第22条	火気を取扱う 施設に対する 措置	直近の火気取扱施設（事務所）まで25mある。		1										
第6条第1項 第4号 告示第1条	設備間距離	該当せず												
第6条第1項 第5号 第22条	貯槽間距離	貯槽間距離は5mとする。 タンク直径は7m及び5mである。	A	3										
第6条第1項 第6号 第22条	貯槽の標示	「液化〇〇ガス」と朱書きする。												
第6条第1項 第7号 第22条	防液堤	防液堤の構造等は別紙のとおりとする。	B	4										
第6条第1項 第8号 第22条 告示第2条第 2項	防液堤周辺の 設備等設置制 限	可燃性毒性の100tの液化貯槽であるため、防液堤の内側、及びその外面から告示に定める距離L ₁ =6.4m以内に、貯槽の付属設備以外のものを設けない。		3										

以下略

省令で定める技術上の基準に関する事項について

1 製造設備の種類ごとに対応する基準

- (1) 定置式製造設備(以下の(2)～(6)に掲げる施設を除く)に係る技術上の基準
 - ・一般則第6条
 - ・液石則第6条
 - ・コンビ則第5条、第9条～第11条(該当しない場合は省略可)
- (2) コールド・エバポレーターに係る技術上の基準
 - ・一般則第6条の2
 - ・コンビ則第5条の2
- (3) 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準
 - ・一般則第7条
 - ・コンビ則第7条
- (4) 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準
 - ・一般則第7条の2
 - ・コンビ則第7条の2
- (5) 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
 - ・一般則第7条の3
 - ・コンビ則第7条の3
- (6) 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
 - ・液石則第8条
 - ・コンビ則第6条
- (7) 移動式製造設備に係る技術上の基準
 - ・一般則第8条
 - ・液石則第9条

すること。

2 記載方法

- (1) 添付書類及び図面がある場合は、それぞれ番号を付し、その番号を記入すること。
- (2) 「省令の技術上の基準」の記入方法
 - ① 該当する項目は170頁記載例を参考に具体的に記入すること。基準に適合する具体的な例示(例示基準)をとりまとめた書籍が、協会から発行されているので、これを参考に実際に行う措置を記載すること。
 - ② 必要に応じ書類及び図面を添付すること。
 - ③ 該当しない項目には「該当せず」と記入することとし、項目の削除はしないこと。
 - ④ 変更工事の場合であって、該当する項目のうち変更しない項目には「変更なし」と記入

製造計画書（冷凍）（記載例）

1 製造の目的（変更許可申請の場合は、変更の内容を含む。）

製造の形態（該当するものを○で囲むこと。）

- 製氷 ○冷蔵 ○冷凍 ○冷房・暖房 ○化学用
 ○試験研究 ○その他（ ）

チラー冷凍機 2 台を設置し（冷水共通）、事務棟の空調を行うことを目的とする。

2 処理能力（該当するものを○で囲むこと。）

定置式	直接膨張式	(単)段圧縮式	往復動式	水冷式	ユニット型
移動式	間接式	()元冷凍式	回転式	空冷式	非ユニット式
車両登録番号 ()	ブライン (水)	ヒートポンプ式	スクリー式	蒸発式	
車種 ()			遠心式		

3 一日の冷凍能力（計算書添付のこと。）

106.8 冷凍トン（冷凍能力 53.4 冷凍トンのユニットを 2 台設置する。（冷水共通））

(1) ピストンの押しのけ量 V (m³/H)

$$\begin{aligned}
 V &= 60 \times \frac{\pi}{4} \times D^2 \times L \times a \times N \\
 &= 60 \times \frac{3.14}{4} \times 0.12^2 \times 0.076 \times 8 \times 1,100 \\
 &= 453.6
 \end{aligned}$$

D : 気筒の内径 0.12m
 L : ピストンの行程 0.076m
 a : 気筒数 8
 N : 1 分間の標準回転数 1,100rpm

(2) 一日の冷凍能力 R (冷凍トン)

$$\begin{aligned}
 R &= \frac{V}{C} \\
 &= \frac{453.6}{8.5} \\
 &= 53.4
 \end{aligned}$$

V : ピストン押しのけ量 453.6m³/h
 C : 定数 (フロン 22) 8.5

(3) 53.4 冷凍トン × 2 台 = 106.8 冷凍トン

製造計画書（冷凍）に記載すべき事項

1 製造の目的

具体的に記入すること。

2 製造設備の種類

ブライン共通の製造設備で型式の異なる機器を使用する場合には機器ごとに記入すること。

3 一日の冷凍能力

計算書は別紙としてもよい。

4 圧縮機の性能

5 機器等一覧表

メーカーが所定の様式で作成した製造施設明細書でも可

6 省令で定める技術上の基準に関する事項

次頁の記載例に従い作成のこと。

7 移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備にあっては、その使用の履歴及び保管状態の記録

詳細は 157 頁

8 冷凍設備を設置する部屋の明細図

9 冷凍設備工事施工者

10 機器の図面

冷凍設備（配管及び継手類を除く。）

縮機用原動機を 1 の架台上に一体に組み立てるもの又はこれと同種類のもの)内に組込まれたもの

(3) 二元以上の冷凍方式による冷凍設備

(4) モーター等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備

※冷凍設備の場合の注意点

冷凍則の場合は、冷凍設備ごとに許可（届出）が必要である。この場合当然「一つの冷凍設備」と考えられる設備のほか、以下のものが「一つの冷凍設備」となる。

なお、ブラインを共通にしている 2 以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」とすることができるので、一つとするか分割とするかは申請時に申し出ること。

(1) 冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備

(2) 冷媒系統を異にする 2 以上の設備が社会的に一つの規格品と考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧

4 冷凍保安規則の技術上の基準に関する事項（記載例）

適用法令	基準内容	申請内容
<p>第7条第1項 第1号</p>	<p>圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管は、引火性又は発火性の物（作業に必要なものを除く。）をたい積した場所及び火気（当該製造設備内のものを除く。）の付近にないこと。</p> <p>1 冷媒ガスが可燃性ガスの場合は下記のうちいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 火気取扱施設及び表面温度が400℃以上となる発熱体から8 m以上の距離を有すること。</p> <p>(2) (1)の施設等と防火壁で隔離した別室に設置すること。</p> <p>2 冷媒ガスが不燃性ガスの場合は下記のうちいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 冷凍設備の高圧部は火気設備を設置する部屋に設置しないこと。</p> <p>(2) 冷凍設備の高圧部と火気設備の間に火気設備の伝熱面積に応じた距離をとること。</p> <p>3 ボイラー等の火口面の方向に冷媒設備を設置しないこと。ただし、防火壁を設けた場合はこの限りではない。</p> <p>4 防火壁を出入口に設ける場合は防火性のある自閉式扉を用いること。</p> <p>5 油タンクを有する場合は5 m（不燃性ガスの場合は1 m）の距離をとること。</p>	<p>冷凍設備は機械室内に設置する。 当該室内には他のボイラーを設置する。 図面1参照</p> <p>1 該当せず</p> <p>2 (2) 冷凍設備とボイラー（伝熱面積8.6m²）との距離は5.0mとする。（法定2.0m）</p> <p>3 ボイラーの火口面には冷凍機を設置しない。</p> <p>4 } 該当せず</p> <p>5 }</p>
<p>第7条第1項 第2号</p>	<p>1 製造施設には、当該施設の外部から見やすい位置に警戒標を掲げること。</p>	<p>「フルオロカーボン22冷凍設備」 「火気厳禁」 「関係者以外立入禁止」 上記警戒標を掲げる。 図面1参照</p>

以下略

省令で定める技術上の基準に関する事項の対応

1 製造設備の種類ごとに対応する基準

- (1) 定置式製造設備に係る技術上の基準
 - ・ 冷凍則第7条、第9条
- (2) 移動式製造設備に係る技術上の基準
 - ・ 冷凍則第8条、第9条

2 記載方法

- (1) 添付書類及び図面がある場合は、それぞれ番号を付し、その番号を記入すること。
 - ※ 冷凍設備を設置する部屋の明細図を必ず添付すること。
- (2) 「冷凍保安規則の技術上の基準」の記入方法
 - ① 該当する項目は具体的に記入することとし、必要に応じ書類及び図面を添付すること。
 - ② 該当しない項目には「該当せず」と記入することとし、項目の削除はしないこと。
 - ③ 変更の場合にあって、該当する項目のうち変更しない項目には「変更なし」と記入すること。

コンビ則様式第3 (第13条関係)
 一般則様式第4 (第14条関係)
 液石則様式第4 (第15条関係)
 冷凍則様式第4 (第16条関係)

高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	特定	×整理番号	
	一般	×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
	冷凍	×許可番号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造施設等変更許可申請書について

1 申請の対象

第一種製造者が製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更する場合。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更工事及び届出が不要な工事については不要。

計画している変更が高圧ガス変更許可申請の対象となるかの判断にあたっては18、19頁を参照すること。

2 申請の時期

高圧ガス製造施設や製造方法を変更する前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 変更の種類

具体的に記入すること。

4 添付書類

(1) 製造計画書（変更内容を記入すること。）

8～15頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 高圧ガス製造施設等変更許可後に必要な手続き

完成検査申請（82頁）。ただし、一部の変更は不要となるので、18、19頁の記載に従って判断すること。

7 二以上の変更許可申請を同時に行う場合

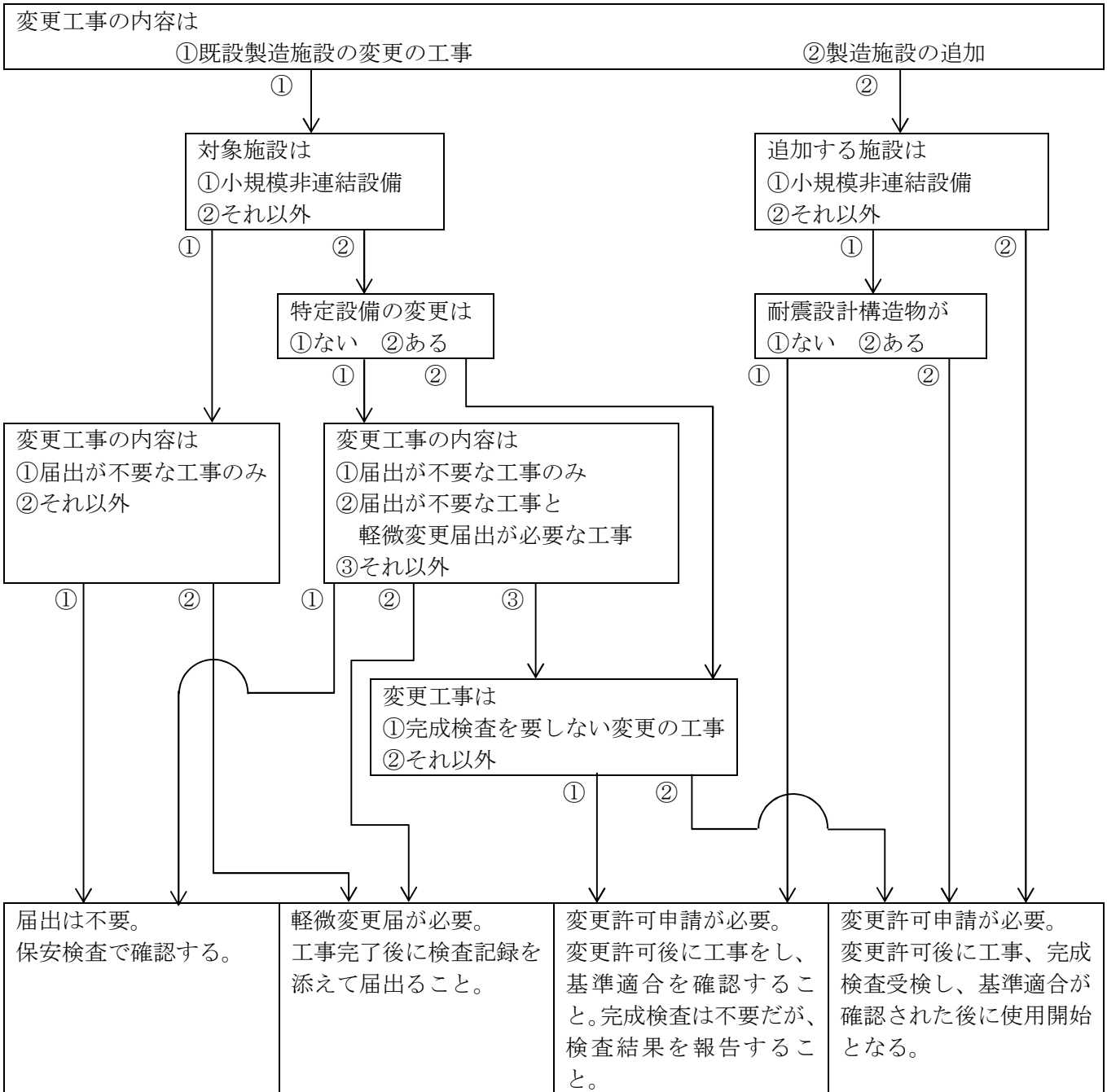
「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記

載すること。

この場合、通常の変更許可申請等の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付すること。

第一種製造事業所の変更に係る手続きの確認フローチャート

高圧ガス製造施設の変更工事



小規模非連結設備：処理能力 100m³（第一種ガスの場合は 300m³）未満の独立した製造設備

※小規模非連結設備については、処理能力を合算しなくともよい。処理能力を合算しない場合（あるいは合算されていた処理能力を分ける場合）に必要な手続きについては、所管行政庁へ問い合わせること。

第一種製造事業所の変更に係る手続きの確認フローチャートについて

1 届出が不要な工事

- (1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- (2) 充填又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え
- (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等）
- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事後に軽微変更届を提出すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事
- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- (6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え
- (7) 技術上の基準に関係のない部分の変更

2 軽微変更届が必要な工事

- (1) コンビ則、一般則、液石則
 - ① 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等への取替えの工事で、かつ処理能力の変更がないもの
ただし、溶接等の現場加工を伴う場合は、管認定業者が施工した場合に限る。
また、当該設備に設置位置の変更が生じる場合は、軽微な変更該当しないこととなるが、高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに付属するバルブのルート変更（配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更、迂回等に限る。）は軽微な変更の工事に該当する。なお、その場合であっても、耐震上軽微な変更該当しない場合は同基準が適用される。
 - ② ガス設備（高圧ガス設備を除く。）又はガス設備以外の設備の変更の工事
 - ③ 製造施設の機能に支障を及ぼさない高圧ガス設備の撤去の工事
 - ④ 試験研究施設における処理能力の変更を

伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微と認めたもの

- ⑤ 認定完成検査実施者に係る一部の工事
 - ⑥ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者に係る一部の工事
 - ⑦ 多管円筒形熱交換器のチューブ取替え
 - ⑧ 貯槽開放検査時のローリー仮設供給（フランジ接合で設備配管の変更がないものに限る。）
 - ⑨ 小規模非連結設備（耐震設計構造物以外で、特定設備は、特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。）の変更
- (2) 冷凍則
 - ① 独立した製造設備の撤去の工事
 - ② 耐震設計構造物以外の製造設備の取替え（可燃性ガス、毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（冷媒設備の切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、冷凍能力に変更のないもの
 - ③ 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事
 - ④ 認定指定設備の設置及び認定証が無効とならない認定指定設備の変更の工事
 - ⑤ 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微と認めたもの

3 完成検査を要しない変更の工事

- (1) 工事を伴わないもの（常用圧力の変更等）
- (2) コンビ則、一般則、液石則
 - ① ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備にあつては認定品又は特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事であって、処理能力の増減が、20%以内であるもの
 - ② 小規模非連結設備（耐震設計構造物以外で、特定設備は、特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。）の追加
- (3) 冷凍則
製造設備（耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、冷凍能力の増減が、20%以内であるもの

コンビ則様式第13 (第 22 条関係)
 一般則様式第 32 (第 63 条関係)
 液石則様式第 31 (第 61 条関係)
 冷凍則様式第 20 (第 35 条関係)

危害予防規程届書	特定 一般 液石 冷凍	(制定)	×整理番号	
		(変更)	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地	〒	電話		
事業所所在地	〒	電話		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

危害予防規程届書について

1 届出の対象

第一種製造者が危害予防規程を定めたとき、及び変更したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 事象

制定・変更の該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

危害予防規程

5 手数料

不要

6 危害予防規程の記載要領

(1) 規範

危害予防規程の規範が、高圧ガス保安協会から示されているので、これを参考に事業所に合った内容のものを作成すること。

(2) 危害予防規程に定める事項

- ① 製造のための施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事。
- ② 製造の方法の技術上の基準に関する事。
- ③ 保安管理体制及び保安統括者等の職務の範囲に関する事。
- ④ 製造設備の安全な運転及び操作に関する事。
- ⑤ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事。
- ⑥ 製造施設の新(増)設に係る工事及び修理作業の管理に関する事。
- ⑦ 製造設備が危険な状態になったときの措置及びその訓練方法に関する事。
- ⑧ 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事。
- ⑨ 協力会社の作業の管理に関する事。
- ⑩ 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に関する事。
- ⑪ 保安に係る記録に関する事。
- ⑫ 危害予防規程の作成及び変更の手續に關

すること。

- ⑬ 災害の発生防止に関する事。
 - ⑭ 製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関する事(コンビ則適用事業所のみ)。
 - ⑮ 津波対策に関する事(津波浸水想定が設定された区域内にある事業所のみ)。
- (3) 変更の場合
- 変更後の危害予防規程を添付するとともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付すること。

コンビ則様式第 11、12 (第 21 条関係)
 一般則様式第 23、24 (第 42 条関係)
 液石則様式第 22、23 (第 42 条関係)
 冷凍則様式第 15、16 (第 29 条関係)

高圧ガス製造・開始 廃止 届書	特定 一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
製造・開始 廃止 年月日	年 月 日		
製造廃止の理由			
	許可・届出の 年月日及び番号	年 月 日	第 号

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造開始・廃止届書について

1 届出の対象

- (1) 開始届
第一種製造者が高圧ガスの製造を開始したとき。
- (2) 廃止届
第一種製造者及び第二種製造（事業）者が製造を廃止したとき。

2 届出の時期

いずれも遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事象
開始、廃止の該当するものを○で囲むこと。
- (2) 適用規則
特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。
- (3) 製造廃止の理由
廃止の場合はその理由を具体的に記入すること。
- (4) 許可・届出の年月日及び番号
廃止の場合は、当初の許可申請又は届出の年月日及び番号を記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

コンビ則様式第4 (第14条関係)
 一般則様式第5 (第15条関係)
 液石則様式第5 (第16条関係)
 冷凍則様式第5 (第17条関係)

高圧ガス製造施設軽微変更届書	特定 一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造施設軽微変更届書について

1 届出の対象

第一種製造者が経済産業省令で定める軽微な変更工事をしたとき。

計画している変更が高圧ガス軽微変更届の対象となるかの判断にあたっては18、19頁を参照すること。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 変更の種類

具体的に記入すること。

4 添付書類

(1) 製造計画書（変更内容を記入すること。）

8～15頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照する、又は朱書きするなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

(2) 認定試験者試験等成績書等の写し

変更した部分に限る。(3)、(4)に同じ。

(3) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類

(4) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

5 手数料

不要

高圧ガス許可等記載事項変更届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

[法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

下記のとおり名称等の変更をしたので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第7条の規定により届け出ます。

記

氏 名 (法人にあつては、 その名称)	変更前	
	変更後	
事業所（販売所） の 名 称	変更前	
	変更後	
法人の代表者	変更前	
	変更後	
事務所所在地	変更前	
	変更後	
許可（届出・登録・指定） 番 号		
許可（届出・登録・指定） 年 月 日		
変 更 の 理 由		
摘 要		

添付書類 法人の名称、代表者又は事務所の所在地の変更した場合は、法人の登記簿謄本
備 考 2以上の許可、届出、登録又は指定について同時に届出を行う場合及び2以上の事務所、事
業所、販売店又は販売施設について同時に届出を行う場合には、その旨を摘要欄に記載し、各欄
に記載しきれない場合は、別紙として添付すること。

高圧ガス許可等記載事項変更届書について

1 届出の対象

第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、容器検査所の登録を受けた者、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関が次の事項について変更があった場合

- (1) 法人の名称
- (2) 事業所（販売所）の名称
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所所在地

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 届出者
届出は変更後の名称等で行うこと。
- (2) 変更のない事項
空欄とすること。

4 添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書（コピー可）
1 (2)の変更を除く。

5 手数料

不要

6 事業所（販売所）が移転した場合

旧事業所（販売所）の廃止及び新規の許可申請（又は届出、登録、指定）が必要となるので、注意すること。

7 会社法の規定による組織変更

次の変更は法人の名称の変更として取扱う。

- (1) 合資会社←→合名会社←→合同会社
- (2) 有限会社←→株式会社

8 相続・合併・分割・譲渡・引渡

高圧ガス許可等記載事項変更届書の対象ではないので注意すること。

第一種製造者は28頁、第二種製造者・高圧ガス販売事業者・特定高圧ガス消費者は60頁、第一種貯蔵所は72頁を参照すること。

該当する場合は承継届を提出し、該当しない場合は新規の申請等の手続きを行うこと。

ただし、第二種貯蔵所の所有者又は占有者の

変更は、記載事項変更届の提出でよい（旧事業者による廃止、新事業者による新規の届出は不要）。

コンビ則様式第2 (第12条関係)
 一般則様式第3 (第9条関係)
 液石則様式第3 (第10条関係)
 冷凍則様式第3 (第10条関係)

第一種製造事業承継届書	特定 一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
承継された第一種製造者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地	〒		電話
承継後の名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所(本社)所在地	〒		電話

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第一種製造事業承継届書について

1 届出の対象

相続、合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）により第一種製造者の地位を承継した次に示す者

- (1) 相続人
- (2) 合併後存続する法人
- (3) 合併後に設立する法人
- (4) 分割によりその事業所を承継した法人

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 相続の場合

- ① 戸籍謄本
被相続人に係るもの
- ② 相続の事実を証する書面
相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の相続同意書
- ③ 欠格事由に該当しないことの誓約書
(→30頁)

(2) 合併又は分割の場合

- ① 合併又は分割の事実を証する書類(登記事項証明書等)
- ② 欠格事由に該当しないことの誓約書
(→30頁)

5 手数料

不要

6 承継届の対象外のもの

(1) 製造事業の譲渡

譲渡を受けた者の高圧ガス製造許可と、製造事業を譲渡した製造者の製造廃止届が必要

- ① 個人から法人への譲渡
- ② 法人から個人への譲渡
- ③ 個人から他の個人（相続以外）への譲渡
- ④ 法人から他の法人（合併以外）への譲渡

(2) 会社法の規定による組織変更

高圧ガス許可等記載事項変更届（→26頁）を届出ること。

- ① 合資会社←→合名会社←→合同会社
- ② 有限会社←→株式会社

欠格事由に該当しないことの誓約書

年 月 日

新 潟 県 知 事 殿

〒

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

電話

私（法人の場合は当社の業務を行う役員を含む）は、高圧ガス保安法第7条に規定する欠格事由に該当しないことを誓約します。

欠格事由	1 高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
	2 高圧ガス保安法又は高圧ガス保安法の命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	3 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち上記1、2、3のいずれかに該当する者があるもの

コンビ則様式第 16 の 2 (第 34 条、第 35 条関係)

液石則様式第 36 の 2 (第 77 条、第 78 条関係)

一般則様式第 37 の 2 (第 79 条、第 80 条関係)

高圧ガス製造施設休止届書	特定	×整理番号	
	一般 液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
使用を休止した特定施設			
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造施設休止届書について

1 届出の対象

第一種製造者が製造施設（冷凍則を除く。）を休止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

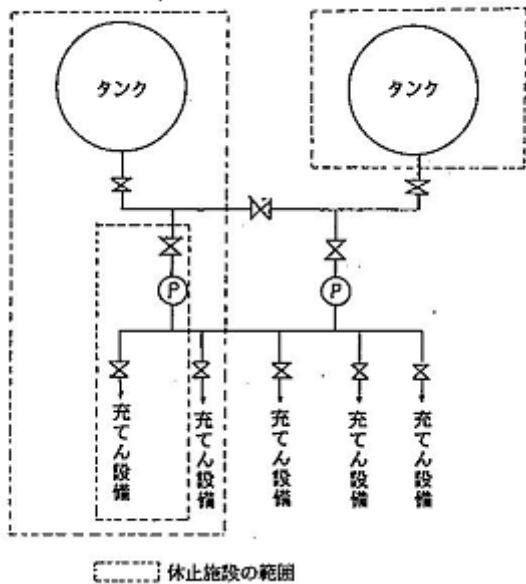
3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 休止の範囲

休止の範囲として認められる事例を、以下に図示するので、参考にすること。



4 添付書類

(1) 休止した施設の範囲及び位置等を明示した図面

(2) 保安上の措置を記載した書面

① 製造しないことの措置
(閉止板の設置、配管の取り外し等)

② 施設の劣化防止対策
(窒素等の不活性ガスによる置換等)

③ 施設の保守管理
(封入された不活性ガスの圧力の日常点検、定期点検等)

(3) 休止した製造施設の処理量及び稼働施設の処理量を記載した書面

5 手数料

不要

6 休止の期間

1年以内とする。

なお、期間を超えて休止を継続する場合には、休止届書を再提出すること。この場合、4の添付書類は不要

高圧ガス製造施設（貯蔵）休止届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり高圧ガスの製造施設（貯蔵）を休止したので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

名 称 (事業所・貯蔵所の名称を含む。)	
事務所所在地	〒 電話
事業所（貯蔵所）所在地	〒 電話
休止した施設	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

添付書類 休止の概要を記載した書類

高圧ガス製造施設（貯蔵）休止届書について

1 届出の対象

第一種製造者（冷凍則に限る。）が製造施設を休止したとき又は第一種貯蔵所の所有者又は占有者が高圧ガスの貯蔵を休止したとき。

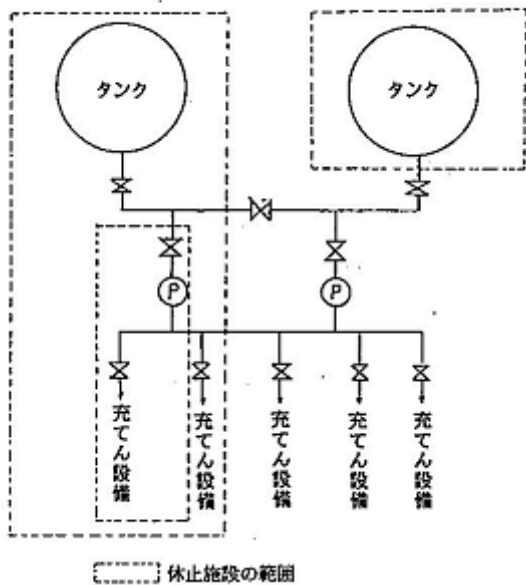
2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 休止の範囲

休止の範囲として認められる事例を、以下に図示するので、参考にすること。



4 添付書類

- (1) 休止した施設の範囲及び位置等を明示した図面
- (2) 保安上の措置を記載した書面
 - ① 製造しないことの措置
(閉止板の設置、配管の取り外し等)
 - ② 施設の劣化防止対策
(窒素等の不活性ガスによる置換等)
 - ③ 施設の保守管理
(封入された不活性ガスの圧力の日常点検、定期点検等)
- (3) 休止した製造施設の冷凍能力又は貯蔵施設の貯蔵能力

5 手数料

不要

コンビ則様式第14（第26条関係）様式第16（第33条関係）
 一般則様式第33（第67条関係）様式第37（第78条関係）
 液石則様式第32（第65条関係）様式第36（第76条関係）

高圧ガス保安統括者 （代理者）届書	特定 一般 液石	(選任) (解任)	×整理番号	
			×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所（本社）所在地		〒 電話		
事業所所在地		〒 電話		
保安統括者（代理者）の区分				
製造施設の区分				
選 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者 （代理者）の氏名			
解 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者 （代理者）の氏名			
選 解	任 任	年 月 日	年 月 日	
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス保安統括者（代理者）届書について

1 届出の対象

保安統括者（代理者）を選任、解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 選任、解任

該当するものを○で囲むこと。

(3) 選解任を同時に行った場合

届出を一つにまとめること（様式中の選任、解任の欄を追加しても構わない。）。

4 添付書類

(1) 保安統括者（代理者）にあつては、事業所において、その事業の実施を統括管理するものであることを証する書面（解任の場合を除く。）

次頁様式により作成すること。

(2) 保安管理組織図

変更前と変更後について作成すること。
例を43頁に示す。

(3) 保安統括者が資格を有することを証する書面（保安技術管理者が必要な事業所であつて保安統括者が資格を有することにより選任不要となる場合のみ。解任の場合を除く。）

39頁様式により作成すること。

(4) 製造保安責任者免状の写し

(3)を添付する場合に限る。

5 手数料

不要

保安統括者を証する書面

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

私は、下記の者が、当該事業所において事業の実施を統括管理するものであることを証します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 保安統括者

	氏 名	事業所における役職名
保安統括者		
保安統括者の代理人		

保安統括者（代理者）等が資格を有することを
証する書面

選任事業所の名称		
保 安 統 括 者 代 理 者	現在の職名	
	免状の種類	
	資格を有するための経験 (製造等に関する経験)	

コンビ則様式第 14 の 2 (第 26 条関係) 様式第 15 (第 30 条関係)
 一般則様式第 33 の 2 (第 67 条関係) 様式第 34 (第 71 条関係)
 液石則様式第 32 の 2 (第 65 条関係) 様式第 34 (第 69 条関係)

高圧ガス保安技術管理者等 届書 高圧ガス保安主任者等	特定	×整理番号	
	一般 液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
保安技術管理者、保安係員、 保安主任者又は保安企画推 進員の選任若しくは解任の 状況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス保安技術管理者等・高圧ガス保安主任者等届書について

1 届出の対象

保安技術管理者、保安係員、保安企画推進員、保安主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

前年の8月1日から当年の7月31日までに選任、解任した者について、当該期間終了後、遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 選任、解任の一覧表

次頁様式により作成すること。

解任のみの場合には、添付不要

(2) 保安管理組織図

前年の8月1日現在の保安管理組織図(変更前)及び当年の7月31日現在の保安管理組織図(変更後)。

例を43頁に示す。

(3) 製造保安責任者免状の写し

選任をした者に限る。

5 手数料

不要

6 代理者の取扱い

代理者については、届出は不要であるが選任は必要であるので、保安管理組織図には記入すること。

別紙

保安技術管理者・保安企画推進員・保安主任者・保安係員の選解任一覧表

製造施設 区分	保安技術管理者等の区分	氏名	選任年月日	解任年月日	免状の 種類	有する 経験等

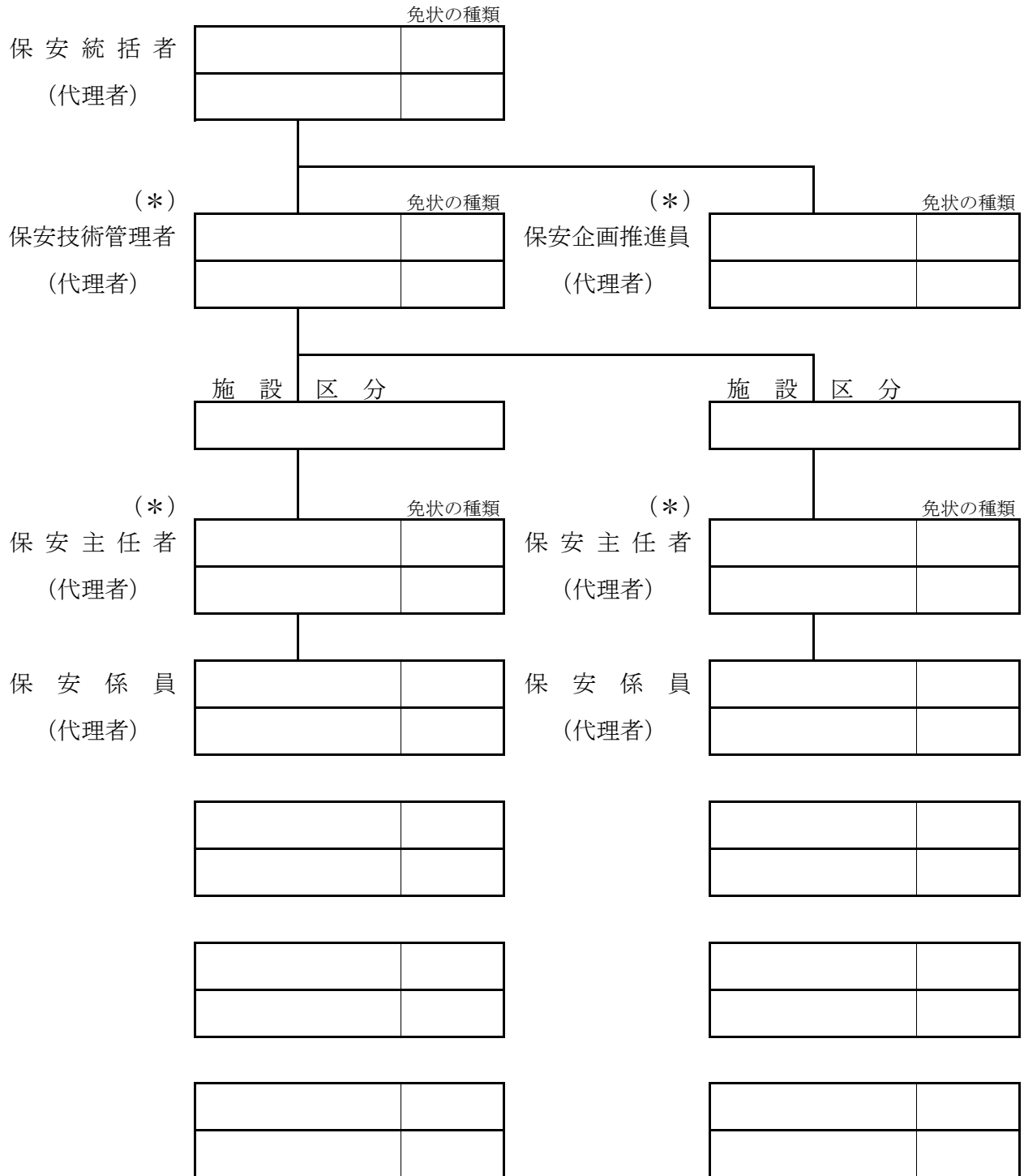
注1 有する経験等の欄は「～の製造業務に～年間従事」等具体的に記入すること。

注2 1年間に選解任された者全てについて記入すること。

注3 職制毎かつ時系列毎に記載すること。

保安全管理組織図（変更前・変更後）

年 月 日現在



注 1 *印を付した組織は、選任が必要な事業所のみ記載すること。
 注 2 交代制をとっている事業所については各班（直）ごとの係員を記載すること。

保安統括者等の選任について

1 保安統括者等の選任について

以下の(1)～(3)の順に該当の有無を確認し、(2)、(3)に該当する場合は適切に選任し届け出ること。

- (1) 2の場合に該当する → 保安統括者等の選任・届出は不要
 - (2) 3の場合に該当する → 保安監督者のみの選任・届出が必要(48～51頁参照)
 - (3) 2, 3に該当しない → 保安統括者等の選任・届出が必要(36～41頁参照)
- なお、4に該当する場合は、一部選任不要

2 保安統括者の選任が不要な場合

製造施設の状況
1 容積が10m ³ 以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する場合
2 処理能力が100m ³ /日(第一種ガスのみ場合は300m ³ /日)未満の処理設備を設置する場合(ただし、可燃性の液化ガスを加圧するためのポンプを設置し、処理能力が30m ³ /日以上の場合には選任が必要)
3 認定指定設備を設置する第二種製造業者である場合

3 保安監督者の選任により保安統括者の選任が不要となる場合

以下の左欄の製造施設のみ設置し、右欄の保安監督者を選任する事業所は、保安統括者の選任不要

製造施設の状況	保安監督者が有すべき資格・経験
1 移動式製造設備により次のガスを製造する場合 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボン	以下の①から③のいずれかに該当する者 ① 下記の製造又は販売に関し6月以上の経験を有する者 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボン
2 気化器、減圧弁により次のガスを製造する場合 ヘリウム、アルゴン、窒素、酸素	② 大学又は高等専門学校(理学又は工学に関する課程)等を卒業した者
3 気化器、減圧弁又はこれらと同等の機能を有するバルブによる、炭酸ガスの製造する場合(冷凍能力10t未満の付属冷凍設備を使用して炭酸ガスを冷却することを含む。)	③ 下記に該当し、特定高圧ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有する者 イ 高校又は工業学校(工業に関する課程)を卒業した者 ロ 協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者

製造施設の状況	保安監督者が有するべき資格・経験
4 処理能力 1,000m ³ /日未満のスクーバダイビング用等呼吸用の定置式空気充填機（常用圧力を超えた場合の自動停止装置付きに限る。）を使用する場合	以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者又は製造保安責任者免状保有者で、スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し6月以上の経験を有する者 ② スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し1年以上の経験を有する者
5 処理能力 25 万m ³ /日未満で、車両燃料として使用される以下のガスを車両に固定された容器への充填する場合 ① 天然ガス ② 圧縮水素（常用の圧力 82MPa 以下） ③ 液化石油ガス	製造保安責任者免状保有者で、以下のガスの製造に関し、6月以上の経験を有する者 左欄①については、可燃性ガス 左欄②については、圧縮水素 左欄③については、液化石油ガス
6 液石法の充てん設備により充填する場合	液石法第37条の5第4項の講習の課程を修了した者

4 保安技術管理者等の選任が不要となる場合

保安統括者を選任した場合、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の選任が必要となるが、以下の場合は保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者の選任は不要

保安技術管理者の選任が不要となる場合
1 保安統括者が有資格・経験者の場合 2 処理能力 25 万（液石則の場合は 50 万）m ³ /日未満で、次の場合 ① 気化器、減圧弁による可燃性ガス、毒性ガスの製造 ② 消費（燃料）の目的で、可燃性ガスの製造 ③ 可燃性ガス、毒性ガス以外のガスの製造 ④ LPガスの容器又は貯槽への充填 3 移動式製造設備の場合
保安企画推進員、保安主任者の選任が不要となる場合
処理能力 100 万m ³ /日（貯槽を設置して専ら充填を行う場合は 200 万m ³ /日）未満の場合。 ただし、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気はその処理能力の 1 / 4 を算入し、保安用不活性ガスは算入しない。

5 保安統括者等の選任が必要な場合の選任基準

名称		選任の 区分	必要な免状、資格、経験	
			免状	資格・経験等
保安統括者		事業所ごと	不要	事業の実施を統括管理する者
保安技術管理者	事業所全体の処理能力 ^{注1} が1日当たり100万 ^{注2} m ³ 以上	事業所ごと	甲種機械・化学	一般則第65条第1項、液石則第63条第1項又はコンビ則第24条第1項の表の第1項の下欄の経験
	事業所全体の処理能力 ^{注1} が1日当たり100万 ^{注2} m ³ 未満	事業所ごと	甲種機械・化学 乙種機械・化学 丙種化学(液石) ^{注3}	一般則第65条第1項、液石則第63条第1項の表の第2項の下欄又はコンビ則第24条第1項の表の第2項若しくは第3項の下欄の経験
	<p>注1： 保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気はその処理能力の1/4を算入し、保安用不活性ガスは算入しない。</p> <p>注2： 貯槽を設置し、専ら高圧ガスの充填を行う場合：200万m³/日</p> <p>注3： 液石則適用の事業所、又はコンビ則適用の事業所のうち保安用不活性ガス及び液化石油ガス以外の処理設備を有しない事業所の場合のみ選任可</p>			
保安企画推進員		事業所ごと	不要	<p>① 保安技術管理者に選任され、その職務に通算3年以上従事</p> <p>② 保安主任者若しくは保安技術管理者又は高圧ガス作業主任者に選任され、その職務に通算5年以上従事</p> <p>③ 保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は高圧ガス作業主任者に選任され、その職務に通算7年以上従事</p> <p>④ 製造の保安に関する企画又は指導の業務に通算3年以上従事</p> <p>⑤ 大学若しくは高等専門学校等において、化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算7年以上従事</p> <p>⑥ 高等学校等において、工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算10年以上従事</p>

名称	選任の	必要な免状、資格、経験	
	区分	免状	資格・経験等
保安主任者	施設 区分 ごと	甲種機械・化学 乙種機械・化学 丙種化学(液石) ^{注4}	液化石油ガス製造施設以外の場合 (1) 乙種化学、丙種化学以外の場合は、高压ガスの種類ごとの製造に関する1年以上の経験、圧縮機、ポンプを使用する製造に関する1年以上の経験又は当該設備の試運転業務を熟知している者と同等以上の経験 (2) 乙種化学、丙種化学の場合は、同じ区分のガスの製造に関する1年以上の経験（不活性ガス、空気等の施設の場合は他の区分の経験でも可）
保安係員	施設 区分 ・直 ごと	甲種機械・化学 乙種機械・化学 丙種化学	液化石油ガス製造施設の場合 (1) 液化石油ガス又は可燃性ガスの製造に関する1年以上の経験又は当該設備の試運転業務を熟知している者と同等以上の経験
保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の各々について、 同等の免状、資格、経験のある代理者の選任が必要			

6 保安統括者等の選解任した場合の届出について

- (1) 保安統括者及びその代理者：選解任後遅滞なく36頁の様式を用いて行うこと。
- (2) 保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員：前年の8月から当年の7月まで、選解任した分について、40頁の様式を用いて行うこと（代理者は不要）。

7 保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について

やむをえず、代理者を兼務させる場合、又は保安係員（代理者）を他の管理会社に委託する場合の取り扱いを169頁に示すので、記載に従って選任すること。

高压ガス保安監督者選任（変更）届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり高压ガスの製造に係る保安について監督する者を選任した（変更した）ので、新潟県高压ガス保安法施行細則第8条の規定により届け出ます。

記

名 称 (事業所の名称を含む。)		
主たる事務所所在地		
事務所所在地	〒 電話番号	
製造施設の種別		
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
選任の場合	保安監督者の氏名	
	選任年月日	年 月 日
変更の場合	保安監督者の氏名	変更前
		変更後
	変更年月日	年 月 日

添付書類 選任した保安監督者が選任資格を有することを証する書類

高圧ガス保安監督者選任（変更）届書について

1 届出の対象

保安監督者を選任又は変更したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 主たる事務所所在地
事業者の本社所在地を記載すること。
- (2) 事務所所在地
保安監督者を選任又は変更した事務所の所在地を記載すること。

4 添付書類

- (1) 高圧ガス保安監督者が資格を有することを証する書面
次頁様式により作成すること。
解任の場合には、添付不要
- (2) 免状保有者又は講習修了者にあつては、免状若しくは修了証の写し
解任の場合には、添付不要

5 手数料

不要

6 その他

保安監督者の選任にあたっては、44 頁の保安統括者等の選任についての説明に従って、製造施設の状況に応じた資格・経験を有する者を選任すること。

保安監督者が資格を有することを証する書面

選任事業所の名称					
保 安 監 督 者	現在の職名				
	免状の種類				
	高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガス取扱いに関する講習受講の有無	有 ・ 無			
	液化石油ガスの充てん作業の講習受講の有無（液石法第37条の5第4項）	有 ・ 無			
	学歴 （資格として必要な場合のみ記載）	年	月	日	卒業
資格を有するための経歴 （製造等に関する経歴）	ガスの種類	製造・販売・消費の別	期間		事業所名
			～ 通算	年 年 月 月	
	<p>ガスの種類は以下のいずれかのみ</p> <p>①六フッ化硫黄ガス ②空気 ③液化ヘリウム ④液化アルゴン ⑤液化窒素 ⑥液化酸素 ⑦液化炭酸ガス ⑧液化六フッ化硫黄 ⑨液化フルオロカーボン ⑩呼吸用の空気 ⑪圧縮水素 ⑫液化石油ガス ⑬特定高圧ガス（ ） ⑭可燃性ガス（ ） ⑬及び⑭は具体的なガス名を記載すること</p>				

保安監督者が資格を有することを証する書面について

保安監督者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。

なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

冷凍則様式第 21（第 37 条関係） 様式第 22（第 39 条関係）

冷凍保安責任者 （代理者）届書	冷凍	(選任)	×整理番号	
		(解任)	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所（本社）所在地		〒 電話		
事業所所在地		〒 電話		
製造施設の区分		冷凍能力 冷凍トン 冷媒名 アンモニア、フルオロカーボン		
選 任	製造保安責任者免状の種類		第 種冷凍機械責任者免状	
	冷凍保安責任者 (代理者)の氏名		冷凍保安責任者 代理者	
解 任	製造保安責任者免状の種類		第 種冷凍機械責任者免状	
	冷凍保安責任者 (代理者)の氏名		冷凍保安責任者 代理者	
選 任	年 月 日	年 月 日		
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

冷凍保安責任者（代理者）届書について

1 届出の対象

冷凍保安責任者（代理者）を選任、解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 冷凍保安責任者、代理者
該当するものを○で囲むこと。
- (2) 選任、解任
該当するものを○で囲むこと。
- (3) 選解任を同時に行った場合
届出を一つにまとめること。

4 添付書類

- (1) 資格を有することを証する書面
54 頁様式により作成すること。
解任のみの場合には、添付不要
- (2) 製造保安責任者免状の写し
選任をした者に限る。

5 手数料

不要

6 選任基準

次の製造施設の区分に応じ、対応する製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、対応する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから選任すること。

- (1) 一日の冷凍能力が 300 冷凍トン以上のもの
免状の種類：第一種冷凍機械責任者免状
経験：1 日の冷凍能力が 100 冷凍トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験
- (2) 一日の冷凍能力が 100 冷凍トン以上 300 冷凍トン未満のもの
免状の種類：第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状
経験：1 日の冷凍能力が 20 冷凍トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験
- (3) 一日の冷凍能力が 100 冷凍トン未満のもの
免状の種類：第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状
経験：1 日の冷凍能力が 3 冷凍トン以上の製造

施設を使用してする高圧ガスの製造に関する 1 年以上の経験

6 冷凍保安責任者を選定する必要のない第一種製造者

- (1) 可燃性ガス及び毒性ガス（アンモニアを除く。）以外のガスを冷媒ガスとする「ユニット型製造設備」で自動制御装置を設けてあるもの
- (2) フルオロカーボン 114 の製造設備に係る製造施設

※「ユニット型製造設備」は冷凍則第 36 条第 2 項第 1 号に示す要件を満たすもの

冷凍保安責任者（代理者）が資格を有することを
証する書面

選任事業所の名称						
冷凍保安責任者代理者	現在の職名					
	免状の種類					
	冷凍機による高圧ガス製造の経験	ガスの種類	期	間	事業所名	製造に従事した冷凍機の冷凍能力
			～ 経験年数	年 月 年 月		
			～ 経験年数	年 月 年 月		
			～ 経験年数	年 月 年 月		
		～ 経験年数	年 月 年 月			

冷凍保安責任者（代理者）が資格を有することを証する書面について

冷凍保安責任者（代理者）の実務経験については届出者が本人に確認して記入すること。

経験については各欄もれなく記載し、足りない場合は、別紙等を用いること。

一般則様式第2（第4条関係）

液石則様式第2（第4条関係）

冷凍則様式第2（第4条関係）

高圧ガス製造（事業）届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所（本社）所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
製造する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造（事業）届書について

1 届出の対象

次のいずれかに該当する者（第二種製造者）

- (1) 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が 100m³/日（第一種ガスの場合は 300m³/日、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を処理する場合は、100m³/日 + 2/3 × [第一種ガスの処理量]）未満である設備を使用して高圧ガスの製造事業をしようとする者（この処理量以上は許可対象）
- (2) 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備で1日の冷凍能力が冷媒ガスの種類に応じて下記のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者
 - ① フルオロカーボン（不活性のものに限る。）
20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満（50 冷凍トン以上は許可対象）
 - ② フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア
5 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満（50 冷凍トン以上は許可対象）
 - ③ その他
3 冷凍トン以上 20 冷凍トン未満（20 冷凍トン以上は許可対象）

2 届出の時期

事業開始又は製造開始の日の20日前までに届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 適用規則
一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

- (1) 1 (1)に該当する者
製造計画書（8～15頁を参照）
- (2) 1 (2)に該当する者
冷凍機器メーカー作成の「高圧ガス製造施設等明細書」を利用するか、又は県に問い合わせること。

5 手数料

不要

6 製造施設完成後の措置

次に示すものを提出すること。

- (1) 認定試験者試験等成績書等の写し

- (2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類
- (3) ミルシート
認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

7 第二種製造者の保安組織について

保安統括者等、冷凍保安責任者等の選任が必要な場合は次のとおり

- (1) 保安統括者等が必要
 - ① 可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって処理能力が 30m³以上 100m³未満の処理設備を設置する者
 - ② 液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって処理能力が 30m³以上 100m³未満の処理設備を設置する者
- (2) 冷凍保安責任者等の選任が必要
 - ① 不活性ガス以外のフルオロカーボンを冷媒とする冷凍設備であって、冷凍能力が 20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満の冷凍施設を設置する者
 - ② アンモニアを冷媒とするユニット型以外の冷凍設備であって、冷凍能力が 20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満の冷凍施設を設置する者

一般則様式第6（第16条関係）

液石則様式第6（第17条関係）

冷凍則様式第6（第18条関係）

高圧ガス製造施設等変更届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所（本社）所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造施設等変更届書について

1 届出の対象

第二種製造者が、その施設を変更する場合。
なお、19頁2に記載した軽微変更届が必要な工事に該当する変更は届出不要

2 届出の時期

あらかじめ届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

8～15頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあっては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

5 手数料

不要

6 変更工事完了後の措置

次に示すものを提出すること。

- (1) 認定試験者試験等成績書等の写し
- (2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類
- (3) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

7 二以上の変更工事を同時に行う場合

「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

この場合、通常の変更届の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付すること。

一般則様式第3の2（第9条の2関係）様式第21の2（第37条の2関係）様式第29の2（第54条の2関係）
 液石則様式第3の2（第10条の2関係）様式第21の2（第38条の2関係）様式第28の2（第51条の2関係）
 冷凍則様式第3の2（第10条の2関係）様式第13の2（第26条の2関係）

第二種製造事業 高压ガス販売事業 承継届書 特定高压ガス消費者	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
第二種製造者 承継された販売業者の名称 特定高压ガス消費者 （事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地	〒		電話
承継後の名称 （事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地	〒		電話

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第二種製造事業等承継届書について

1 届出の対象

事業の全部の譲り渡し又は、相続合併若しくは分割（その事実の全部を承継させるものに限る。）により第二種製造者、販売業者又は特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合（一部譲渡は対象外）

2 届出の時期

承継した者が遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 相続の場合

① 戸籍謄本

被相続人に係るもの

② 相続の事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の相続同意書

(2) 合併又は分割の場合

合併又は分割の事実を証する書類（登記事項証明書等）

(3) 譲渡の場合

譲渡しの事実を証する書面

5 手数料

不要

6 承継届の対象外のもの

(1) 会社法の規定による組織変更

高圧ガス許可等記載事項変更届（→26 頁）を届け出ること。

① 合資会社↔合名会社↔合同会社

② 有限会社↔株式会社

一般則様式第7（第20条関係）
 液石則様式第7（第21条関係）

第一種貯蔵所 設置許可申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒	電話	
	{ 〒	電話	}
貯蔵所所在地			
貯蔵する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第一種貯蔵所設置許可申請書について

1 申請の対象

容積 $1,000\text{m}^3$ （第一種ガスの場合は $3,000\text{m}^3$ 、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を貯蔵する場合は、 $1,000\text{m}^3 + 2/3 \times$ [第一種ガスの貯蔵量]）以上の圧縮ガスを貯蔵しようとする者（液化ガスの場合は、 $10\text{kg} = 1\text{m}^3$ として換算する。）

ただし、第一種製造者及び液石法の規定により液化石油ガス販売事業者がその許可等を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除く。

2 申請の時期

貯蔵する前に申請を行うこと。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 貯蔵計画書

記入方法は64頁以降の記載例を参照すること。

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 貯蔵量の合算について

1の容積の算定にあたり、複数の貯槽等又は容器がある場合には、次の方法により合算すること。この場合、(1)と(2)の両方を貯蔵する場合は区分して、両者を合算しない。

(1) 消火設備内高圧ガス

設備（容器）が配管で接続されているとき。

(2) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガス

① 貯槽等又は容器が配管によって接続されているとき。

② 貯槽等又は容器が配管によって接続されていない場合であって次のとき。

ア 貯槽等と貯槽等、または容器と貯槽等との間が30m以下のとき。

イ 容器と容器との間が22.5m（次のウ及びエの場合にあっては、それぞれに示す距離）以下のとき。

ウ 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り、またはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力の解放を妨げない場所に設置されている場合は、容器と容器との間が11.25m以下のとき。

エ それぞれの容器置場の面積が 8m^2 以下であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られており、容器破裂の際の圧力の解放を妨げない場所に設置されている場合は、容器と容器との間が6.36m以下のとき。

貯蔵計画書（記載例）

1 貯蔵の目的（変更許可申請の場合は、変更の内容を含む。）

液化石油ガスをローリーから受け入れ、貯槽（12 トン）に貯蔵する。

貯蔵した液化石油ガスは、消費型蒸発器を用いて気化させ、ボイラーの燃料用として使用する。

2 貯蔵能力（貯蔵能力計算書を添付すること。）

ガスの名称	変更前貯蔵能力 m ³ (k g)	変更する貯蔵能力 m ³ (k g)	(変更後)貯蔵能力 m ³ (k g)
液化石油ガス			12,000 k g
計			12,000 k g

貯蔵計画書に記載すべき事項

1 貯蔵の目的

具体的に記入すること。

2 貯蔵設備の貯蔵能力（計算書を添付すること。）

ガスの名称は化学名で記入することとし、変更許可申請の場合は変更前貯蔵能力及び変更する貯蔵能力も併せて記入すること。

3 省令で定める技術上の基準に関する事項

66 頁の記載例に従い作成のこと。

4 移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備にあっては、その使用の履歴及び保管状態の記録

詳細は 157 頁

5 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面

6 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面（事業所の規模等に応じ、5 に記入しても差し支えない。）

7 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。

8 高圧ガス貯蔵所配置図

防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面

9 機器等一覧表

9 頁 12 を参照すること。

10 貯蔵設備等（大臣認定品等を除く。）の強度計算書

11 耐震設計構造物に係る計算書

経済産業大臣が耐震設計上適切であると認められた計算方法等により設計した耐震構造物にあってはその結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあっては計算条件及び計算結果を示した書面

12 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

13 機器の図面

ガス設備（高圧ガス設備を含む。）に限り、配管及び継手類を除く。

3 液化石油ガス保安規則の技術上の基準に関する事項（記載例）

適用法令	項目	申請内容	書類番号	図面番号	備考												
第23条 (第6条1号を準用)	事業所の境界及び警戒標	別紙図面のとおり境界を設定し警戒標を設置する。		1													
第23条 (第6条2号を準用)	保安距離	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">法定距離</th> <th>申請距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>L₁</td> <td>20.8m</td> <td>120m</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>L₄</td> <td>13.9m</td> <td>50m</td> </tr> </tbody> </table> <p>第一種保安物件：〇〇小学校</p>	種別	法定距離		申請距離	第1種	L ₁	20.8m	120m	第2種	L ₄	13.9m	50m		2	
種別	法定距離		申請距離														
第1種	L ₁	20.8m	120m														
第2種	L ₄	13.9m	50m														
		(中略)															
第23条 (第6条7号を準用)	火気を取扱う施設に対する措置	直近の火気取扱施設（事務所）まで25mある。		3													
第23条 (第6条8号を準用)	貯槽間距離	貯槽間距離は2mとする。 貯槽直径はそれぞれ2mである。	A	3													
第23条 (第6条9号を準用)	貯槽の標示	「液化石油ガス」と朱書きする。															
		(中略)															
第23条 (第6条17号を準用) 告示第4条	耐圧性能	<p>特定設備 貯槽 認定品 蒸発器、弁類 耐圧試験実施 配管 (耐圧試験実施設備、大臣認定、特定設備の区分は別紙機器リストを参照)</p> <p>耐圧試験圧力：常用圧力の1.25倍 1.77MPa×1.25=2.22MPa以上 耐圧試験流体：窒素 非破壊試験：浸透探傷試験</p>	B														

以下略

省令で定める技術上の基準に関する事項について

1 貯蔵設備の種類ごとに対応する基準

- (1) 貯槽による貯蔵
 - ・一般則第 18 条、第 22 条
 - ・液石則第 19 条、第 23 条
- (2) 容器による貯蔵
 - ・一般則第 18 条、第 23 条
 - ・液石則第 19 条、第 24 条

2 記載方法

- (1) 添付書類及び図面がある場合は、それぞれ番号を付し、その番号を記入すること。
- (2) 「省令の技術上の基準」の記入方法
 - ① 該当する項目は具体的に記入すること。基準に適合する具体的な例示（例示基準）をとりまとめた書籍が、協会から発行されているので、これを参考に実際に行う措置を記載すること。
 - ② 必要に応じ書類及び図面を添付すること。
 - ③ 該当しない項目には「該当せず」と記入することとし、項目の削除はしないこと。
 - ④ 変更工事の場合であって、該当する項目のうち変更しない項目には「変更なし」と記入すること。

一般則様式第 10 (第 27 条関係)

液石則様式第 10 (第 28 条関係)

第一種貯蔵所 位置等変更許可申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒	電話	
	{ 〒	電話	}
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第一種貯蔵所位置等変更許可申請書について

1 申請の対象

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするとき。

ただし、軽微な変更の工事を行った場合は軽微変更届（70 頁）の提出で足りる。軽微変更の内容は 71 頁 6 参照のこと。

2 申請の時期

変更する前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入するほか括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

4 添付書類

(1) 貯蔵計画書（変更内容を記入すること。）

64～67 頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した票に替えることができる。

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 第一種貯蔵所位置等変更許可後の手続き

完成検査申請（82 頁）。ただし、一部の変更は不要になるので、83 頁の記載に従って判断すること。

7 二以上の変更許可申請を同時に行う場合

「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

この場合、通常の変更許可申請の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更

工事の時期と内容が明確となる資料を添付すること。

一般則様式第 11 (第 28 条関係)
 液石則様式第 11 (第 29 条関係)

第一種貯蔵所軽微変更届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒	電話	
	〒	電話	
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

第一種貯蔵所軽微変更届書について

1 届出の対象

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が経済産業省令で定める軽微な変更工事をしたとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入するほか括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

4 添付書類

(1) 貯蔵計画書（変更内容を記入すること。）

64～67 頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照する、又は朱書きするなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

(2) 認定試験者試験等成績書等の写し

変更した部分に高圧ガス設備がある場合に限る。(3)、(4)と同じ。

(3) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類

(4) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

5 手数料

不要

6 第一種貯蔵所軽微変更届の対象

(1) 高圧ガスの通る設備（貯槽を除く。）の認定品等への取替えて貯蔵能力の変更がないもので、次のものを含む。

イ 溶接等の現場加工を伴う場合、管類に係る認定業者が溶接等を行う変更

ロ 周辺設備の変更に伴う配管ルートの変更

ハ 多管円筒形熱交換器のチューブ取替え

ニ 貯槽開放検査時のローリー仮設供給（フラ

ンジ接合で設備配管の変更がないものに限る。）

(2) 高圧ガスのガスの通る設備（高圧ガス設備を除く。）の変更

(3) 高圧ガスのガスの通る部分以外の高圧ガス貯蔵所に係る設備の変更

(4) 貯蔵所の機能に支障を及ぼさない貯蔵設備の撤去

7 許可及び届出の不要な工事

19 頁 1 を参照すること。

一般則様式第8（第24条関係）

液石則様式第8（第25条関係）

第一種貯蔵所承継届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称			
承継された貯蔵所所在地			
承継後の名称 (事業所名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒 〒	電話 電話	

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第一種貯蔵所承継届書について

1 届出の対象

第一種貯蔵所の譲渡又は引渡しによりその地位を承継したとき。

2 届出の時期

承継を受けた者が遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入するほか括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

4 添付書類

承継の事実を証する書面

(1) 法人の合併、分割を伴う場合

登記事項証明書、譲渡元と譲渡先の二者による証明（譲渡契約書等）

(2) 他者への譲渡等

譲渡元と譲渡先の二者による証明（譲渡契約書等）

5 手数料

不要

6 承継届の対象外のもの

(1) 会社法の規定による組織変更

高压ガス許可等記載事項変更届（→26 頁）を届け出ること。

① 合資会社←→合名会社←→合同会社

② 有限会社←→株式会社

7 その他

第二種貯蔵所は承継の規定がないので、高压ガス許可等記載事項変更届（→26 頁）となる。

一般則様式第 25 (第 43 条関係)
 液石則様式第 24 (第 43 条関係)

貯蔵所廃止届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒	電話	
	(〒	電話)
貯蔵所所在地			
貯蔵所廃止年月日	年 月 日		
貯蔵所廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第一種貯蔵所廃止届書について

1 届出の対象

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の用途を廃止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入するほか括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

(3) 廃止の理由

具体的に記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

一般則様式第9（第25条関係）

液石則様式第9（第26条関係）

第二種貯蔵所設置届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒 (〒)	電話 電話)
貯蔵所所在地			
貯蔵する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第二種貯蔵所設置届書について

1 届出の対象

容積 300m³以上 1,000m³（第一種ガスの場合は 3,000m³、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を貯蔵する場合は、1,000m³ + 2 / 3 × [第一種ガスの貯蔵量]）未満の圧縮ガスを貯蔵しようとするとき（液化ガスの場合は、10kg = 1 m³として換算）。

ただし、第一種製造者及び液石法の規定により液化石油ガス販売事業者がその許可等を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除く。

2 届出の時期

あらかじめ届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入し、括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

4 添付書類

(1) 貯蔵計画書

記入方法は 64～67 頁の記載例を参照すること。

5 手数料

不要

6 貯蔵所完成後の措置

次に示すものを提出すること。

(1) 認定試験者試験等成績書等の写し

(2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類

(3) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

7 貯蔵量の合算について

63 頁 6 を参照のこと。

一般則様式第 12 (第 29 条関係)
 液石則様式第 12 (第 30 条関係)

第二種貯蔵所位置等変更届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地 (事業所所在地)	〒	電話	
	(〒	電話)
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

第二種貯蔵所位置等変更届書について

1 届出の対象

第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするとき。

なお、19 頁 1 及び次に記載する変更該当する場合は届出の必要はない。

- (1) 高压ガスの通る設備（貯槽を除く。）の認定品への取替えで貯蔵能力の変更がないもの
- (2) 高压ガスのガスの通る設備（高压ガスを除く。）の変更
- (3) 高压ガスのガスの通る部分以外の高圧ガス貯蔵所に係る設備の変更
- (4) 貯蔵所の機能に支障を及ぼさない貯蔵設備の撤去

2 届出の時期

あらかじめ届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 適用規則
一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。
- (2) 所在地
事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入し、括弧書で貯蔵所を設置する事業所の所在地を記入すること。

4 添付書類

- (1) 貯蔵計画書
記入方法は 64～67 頁の記載例を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。
また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した票に替えることができる。

5 手数料

不要

6 変更工事完了後の措置

次に示すものを提出すること。

- (1) 認定試験者試験等成績書等の写し
- (2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類
- (3) ミルシート
認定試験者試験等成績書等が発行されたも

のを除く。

7 二以上の変更届出を同時に行う場合

「変更の種類」の欄に一括である旨を記載すること。

この場合、通常の変更届の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付すること。

8 貯蔵量の合算について

63 頁 6 を参照のこと。

コンビ則様式第 17 (第 34 条、第 35 条関係)

一般則様式第 38 (第 79 条、第 80 条関係)

液石則様式第 37 (第 77 条関係)

冷凍則様式 23 (第 40 条、第 41 条関係)

保安検査申請書	特定	×整理番号	
	一般	×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
	冷凍	×許可番号	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	電話		
事業所所在地	電話		
製造施設完成検査証の 交付年月日	年 月 日		
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

[法人にあっては、名
称及び代表者の氏名]

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

保安検査申請書について

1 はじめに

県では原則保安検査を行っていないので、指定保安検査機関等により受検すること。

2 申請の対象

第一種製造者が保安検査を受けようとするとき。

3 申請の時期

保安検査を受検すべき日（休止施設にあっては当該施設を再び使用する日）の30日前までに申請を行うこと。

4 届書の記載

(1) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 休止施設を再開する場合

前回の保安検査証の交付年月日の欄に括弧を設け、休止期間を記載すること。

5 添付書類

不要

6 手数料

新潟県収入証紙によること。
手数料額は県のホームページ等で確認すること。

7 保安検査を受ける必要のない製造施設

(1) ガス設備以外の製造施設（可燃性ガス及び毒性ガスのガス設備を設置する施設及び容器置場を除く。）

(2) ガス設備のうち下記のもの

ア 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高圧ガス設備を除く。）

イ 液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されているものに限る。）

ウ 配管であって当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの。

(3) 処理能力 100m³/日（第一種ガスの場合は300m³/日）未満の製造設備のうち、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの（液化石油ガスの高圧ガス設備について

は他の可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上、酸素の高圧ガス設備に対し10m以上の距離を有すること。）

(4) 認定指定設備

(5) 液石法第37条の4第1項の充てん設備で液石法の保安検査を受けているもの

(6) ヘリウム、R21又はR114を冷媒ガスとする冷凍施設

コンビ則様式第5 (第15条、第16条関係)

一般則様式第13 (第31条、第32条関係) 様式第14 (第31条、第32条関係)

液石則様式第13 (第32条関係) 様式第14 (第32条、第33条関係)

冷凍則様式第7 (第21条、第22条関係)

製造施設 完成検査申請書 第一種貯蔵所	特定	×整理番号	
	一般	×審査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
	冷凍	×許可番号	
名称 事業所 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒		
事業所 所在地 貯蔵所	〒 電話		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 新潟県消第 号		
完成年月日	年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

製造施設・第一種貯蔵所完成検査申請書について

1 申請の対象

高圧ガス製造許可、高圧ガス製造施設等変更許可、第一種貯蔵所設置許可又は第一種貯蔵所位置等変更許可を受け、申請に係る工事が完了したとき。

2 申請の時期

許可又は変更許可に係る工事が完了し、使用する前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

(1) 適用施設

製造施設又は貯蔵所のうち該当するものを○で囲むこと。

(2) 適用規則

特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 完成検査時に用意する書類

- (1) 特定設備検査証、認定試験者試験等成績書及び協会試験成績証明書の写し
- (2) 配管等の非認定部分（(1)で確認できない部分）のミルシート
- (3) 耐圧・気密試験を実施した場合は、実施記録及び写真
- (4) 工事写真（耐震設計設備の杭・基礎配筋等、完成検査時に確認できない箇所）
- (5) 機器番号等を記入したフローシート

5 手数料

新潟県収入証紙によること。
手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 完成検査を受ける必要のない工事

- (1) 工事を伴わないもの（常用圧力の変更等）
- (2) 製造施設
 - ① コンビ則、一般則、液石則
 - ・ガス設備（耐震設計構造物を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備にあつては認定品又は特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）であつて処理能力の増減が 20%以内であるもの。
 - ・処理能力 100m³（第一種ガスの場合は 300m³）未満の独立した製造設備（耐震設計構造物以外で、特定設備は特定設備検査合格

証等の交付を受けているものに限る。）の追加

② 冷凍則

- ・耐震設計構造物以外の冷凍設備（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とするものを除く。）の取替え（冷媒設備の切断、溶接を伴うものを除く。）で、冷凍能力の増減が 20%以内であるもの

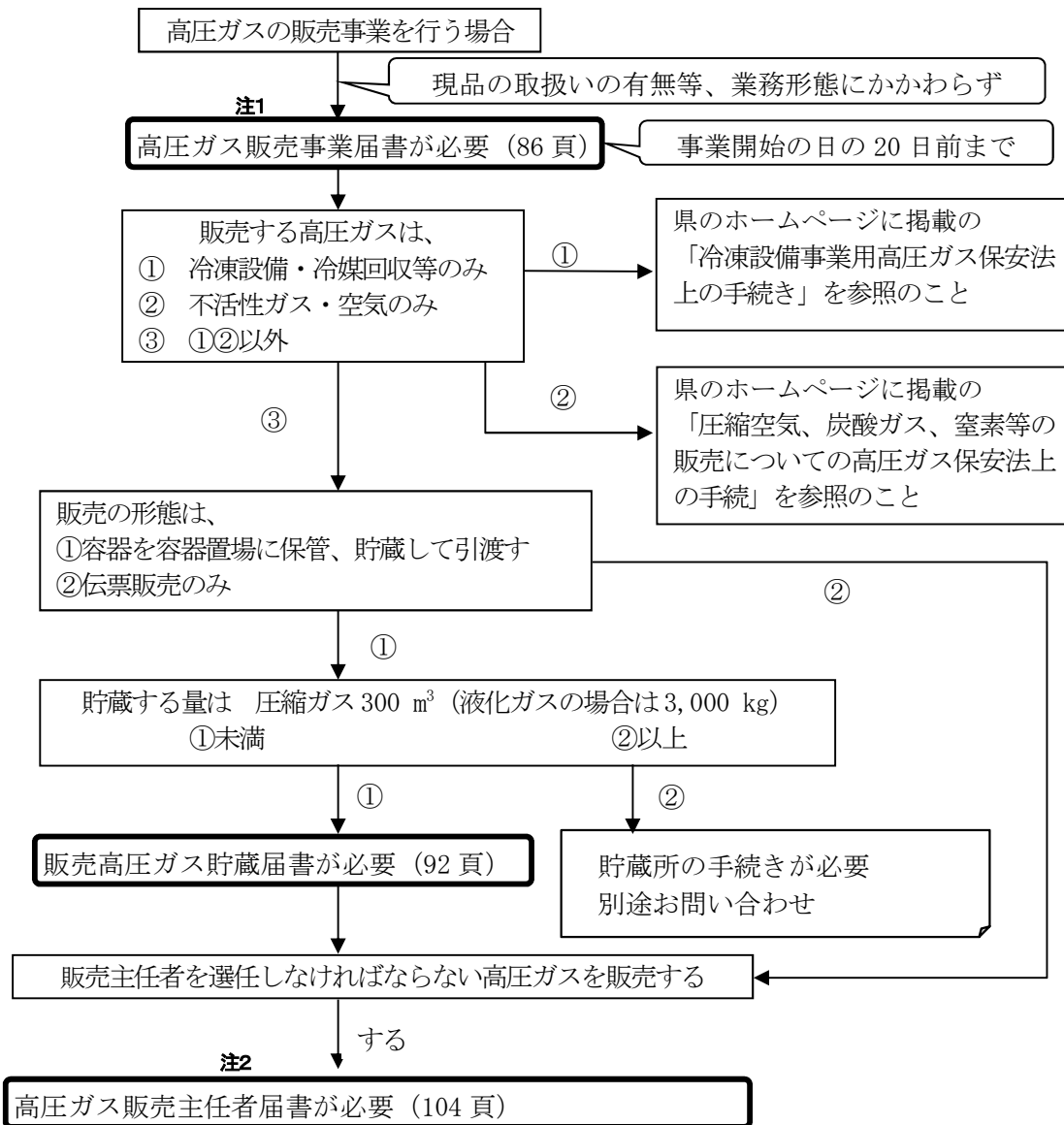
(3) 貯蔵所

- ・貯蔵する高圧ガスのガスの通る設備（耐震設計構造物の貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスの通る設備にあつては認定品又は特定検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）で貯蔵能力の増減が 20%以内であるもの

高圧ガス販売事業届について

高圧ガスを販売する者は、以下のフローチャートで必要な届出を確認し手続きを行うこと。
 なお、液化石油ガスを一般消費者等へ販売する場合は液石法の手続きが必要になりますが、この手引きでは取り扱いません。
 また、販売にあたっては、「2 販売事業者の義務」を遵守すること。

1 高圧ガス販売に係るフローチャート



注1 高圧ガス販売事業届

※ 医療に使用する高圧ガスの小売り販売は、原則販売事業届は不要だが、以下の場合は届出が必要。

- ① 最大貯蔵量が 5 m³ 以上の販売所 ② 在宅酸素療法の液化酸素を販売する販売所

注2 高圧ガス販売主任者届書

販売主任者を選任し届け出なければならないガスは以下のとおり。

液化石油ガス、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素*、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシラン

* スクーバダイビング呼吸用のガスで、ガス中の酸素の容量が全容量の 40%未満のものを除く。

2 販売事業者の義務

(1) 周知を行う

販売業者等は、下記の高圧ガスを販売した消費者に対して周知を行う必要がある。ただし、高圧ガスを購入する者が、第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者、車両用の燃料として液化石油ガスを消費する者である場合を除く。

周知させるべき高圧ガスの指定	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接又は熱切断用の液化石油ガス、アセチレン、天然ガス又は酸素 2 燃料用の液化石油ガス 3 在宅酸素療法用の液化酸素 4 スクーバダイビング等呼吸用の空気等 5 スクーバダイビング呼吸用のガスでガス中の酸素及び窒素の容量が全容量の98%以上かつ酸素の容量が全容量の21%以上のもの
周知を行う時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売契約を締結したとき 2 前回の周知を実施してから1年以上経過して高圧ガスを引き渡したとき
周知の方法	高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した書面を配布する。

(2) 帳簿を備える

帳簿名		記載すべき事項	
保安台帳 ※	高圧ガス (液化石油ガスを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 引渡先の名称及び所在地 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名 3 (ア) 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「A」という。）にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地 (イ) 直接消費者に販売する者（Aを除く。）にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用状態等 (ウ) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日 	
	液化石油ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1、2は上欄に同じ 3 引き渡した容器の種類及び数量 4 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由 5 卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日 	
容器授受簿	高圧ガス (液化石油ガスを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 充填容器の記号及び番号 2 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量） 3 授受先並びに授受年月日 	保存期間 記載の日から 2年間
	液化石油ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1 充填容器の種類及び数 2 販売の年月日 3 販売先 	
	周知の記録簿	<ol style="list-style-type: none"> 1 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 2 周知をした者の氏名 3 周知の年月日 	

※ 全国高圧溶材組合連合会の作成した様式等を参考とすること。

一般則様式第21 (第37条関係)

液石則様式第21 (第38条関係)

冷凍則様式第13 (第26条関係)

高圧ガス販売事業届	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス販売事業届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 液石法第2条第3項の液化石油ガス販売事業

ただし、液石法第2条第3項の登録を受けた場合であっても、一般消費者等以外に販売する場合はこの届出が必要

(2) 第一種製造者（冷凍を除く。）がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

(3) 次に掲げる場合であって、貯蔵数量が常時5m³未満の販売所において販売するとき。

① 医療用の高圧ガス

ただし、液化酸素を在宅酸素療法用として販売する場合はこの届出が必要

② その他政令第6条各号に掲げるもの

2 届出の時期

事業開始の20日前までに販売所ごとに届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

なお、液石は液化石油ガスを販売することをいい、冷凍は冷凍設備内の高圧ガスを販売することをいい、一般はその他の場合をいう。

(2) 販売所所在地

店舗の設置場所を記入すること。

(3) 販売する高圧ガスの種類

次に示す種類（区分）を記入すること。なお、混合ガスは①～⑧のうち該当するガスの種類（区分）とする。

① 冷凍設備内の高圧ガス

② 液化石油ガス（①を除く。）

③ 特殊高圧ガス

④ 可燃性・毒性ガス（①～③を除く。）

⑤ 可燃性ガス（①～④を除く。）

⑥ 毒性ガス（①～④を除く。）

⑦ 酸素

⑧ その他のガス

4 添付書類

(1) 販売計画書（88～91頁を参照すること。）

① 販売計画書

② 販売方法に係る技術上の基準に関する

事項

③ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（保安台帳）

④ 容器授受簿（容器の授受を伴わない販売のみを行う場合は不要）

(2) 販売所の案内図

5 手数料

不要

6 他に必要な手続

(1) 販売主任者選任届書（選任が必要なガスに限る。）

(2) 第一種貯蔵所設置許可申請又は第二種貯蔵所設置届書（容器置場の規模が該当する場合）

(3) 販売高圧ガス貯蔵届（貯蔵して販売する場合であって、容器置場の規模が(2)のものに満たない場合）

7 用語の定義

(1) 可燃性ガス

一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げるもの及びその他のガスであって爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界）の下限が10%以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの

(2) 毒性ガス

一般高圧ガス保安規則第2条第2号に掲げるもの及び毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物

(3) 特殊高圧ガス

アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化合物、ホスフィン、モノゲルマン、モノシランの7種類。

混合ガスの場合、濃度の多少にかかわらず該当する。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する

3 容器貯蔵施設の有無（○で囲む）

有り 無し

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガス名	容器置場に貯蔵しないガス名
特殊高压ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

販売計画書について

1 計画書の記載

- (1) 販売の目的
具体的に記入すること。
- (2) 販売する高圧ガスの種類
ガス名は化学名を記入すること。
欄が不足する場合は別紙に記載しても良い。
混合ガスについては、例えばアルゴンとヘリウム
の混合ガス(アルゴン1～10%+ヘリウム
90～99%)と記入すること。

2 添付書類

- (1) 販売の方法に係る技術上の基準に関する事項
90頁を参照すること。
- (2) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳(保安台帳)
- (3) 容器授受簿
例を91頁に示す。
容器の授受を伴わない販売のみを行う場合は不要

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

規則		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
2号	2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
3号	3号	充填容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	
5号	5号	圧縮天然ガス または 液化石油ガス	/
4号	4号		
イ	イ		
ロ	ロ		
ハ	ハ		
ニ	ニ		
ホ		圧縮天然ガス	/
へ			
ト			
チ			
	ホ	液化石油ガス	/
	へ		
	ト		

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

販売高圧ガス貯蔵届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり販売する高圧ガスを貯蔵したいので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

名 称 (販売所の名称を含む)	
事務所所在地	〒 電話
販売所所在地	〒 電話
貯蔵場所所在地	〒 電話
貯蔵する高圧ガスの種類	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

販売高圧ガス貯蔵届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売事業(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 2 条第 3 項の液化石油ガス販売事業を除く。)を営む者で、容器置場を設置して販売する場合。

ただし、次の場合を除く。

- (1) 販売するガスを第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所で貯蔵する場合
- (2) 87 頁 1 (1)又は(2)に該当する場合

2 届出の時期

貯蔵開始の日までに届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 貯蔵の方法に係る技術上の基準に関する事項を記載した書類
94 頁の様式により作成すること。
- (2) 貯蔵場所の構造を示す図面
充てん容器と、残ガス容器の置き場所の区分を明示すること。
可燃性ガスや酸素を貯蔵する場合は、屋根の材質も示すこと。
- (3) 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
販売事務所との位置関係を示すこと。

5 手数料

不要

6 用語の定義

- (1) 可燃性ガス
一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 号に掲げるもの及びその他のガスであって爆発限界(空気と混合した場合の爆発限界)の下限が 10% 以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が 20%以上のもの
- (2) 毒性ガス
一般高圧ガス保安規則第 2 条第 2 号に掲げるもの及び毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物
- (3) 不活性ガス
ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフル

オロカーボン(可燃性ガスを除く。)

- (4) 特定不活性ガス
フルオロオレフィン 1234yf、フルオロオレフィン 1234ze、フルオロカーボン 32

貯蔵の方法に係る技術上の基準

規則		項目	申請内容
一般	液石		
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	<u>可燃性ガス</u> 又は <u>毒性ガス</u> の充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ		<u>シアン化水素</u> は、1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。	
ニ		<u>シアン化水素</u> は、容器に充填した後60日を超えないものをする事。 ※ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ただし、法16条第1項の許可を受けた場合、法17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。 ※ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合にはロ及びニに適合することを要しない。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		<u>可燃性ガス</u> 、 <u>毒性ガス</u> 、 <u>特定不活性ガス</u> 及び <u>酸素</u> の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃(超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。)以下に保つこと。	
ト	ホ	充填容器等(内容積が5ℓ以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
チ	ヘ	<u>可燃性ガス</u> の容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
最大貯蔵量 (合計)		本	m ³ kg

貯蔵の方法に係る技術上の基準について

1 記載方法

(1) 申請内容欄

「別紙のとおり台帳を備え記録する」、「基準どおり遵守する」、「該当なし」等記載すること。

(2) 貯蔵する高圧ガスの種類

ガス名は化学名を記入すること。

欄が不足する場合は別紙に記載しても良い。

混合ガスについては、例えばアルゴンとヘリウムの混合ガス(アルゴン1～10%+ヘリウム90～99%)と記入すること。

一般則様式第22 (第41条関係)
 冷凍則様式第14 (第28条関係)

販売に係る高圧ガスの 種類変更届書	一般 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
高圧ガスの種類の変更内容			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

販売に係る高圧ガスの種類変更届書について

1 届出の対象

販売する高圧ガスの種類を変更したとき。

ただし、次の各区分の同一区分内での高圧ガスの種類の変更は該当しない。

- (1) 冷凍設備内の高圧ガス
- (2) 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り、(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 不活性ガス（(1)に掲げるものを除く。）

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所（本社）所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 変更に伴う販売計画書
88頁参照
- (2) 技術上の基準に関する事項
90頁参照。

5 手数料

不要

6 他に必要な手続

新たに、販売主任者選任届、第一種貯蔵所設置（位置等変更）許可申請、第二種貯蔵所設置（位置等変更）届又は貯蔵高圧ガス名の変更届が必要になる場合があるので留意すること。

貯蔵高圧ガス名の変更届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり貯蔵する高圧ガスのガス名を変更したので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

名 称 (貯蔵所・販売所の名称を含む)	
事務所所在地	〒 電話
販売所(貯蔵所)所在地	〒 電話
変更するガス名	
備 考	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

貯蔵高圧ガス名変更届書について

1 届出の対象

第一種貯蔵所、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者又は販売業者が貯蔵する場所に貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合。

ただし、次の場合は除く。

- (1) 第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の変更許可を受けようとする際、その貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合であって、その旨を許可申請書に記載したとき。
- (2) 第二種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の変更届をしようとする際、その貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合であって、その旨を届書に記載したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 貯蔵の方法に係る技術上の基準に関する事項を記載した書類
94 頁及び 96 頁の様式により作成すること。
- (2) 貯蔵場所の構造を示す図面
充填容器と、残ガス容器の置き場所の区分を明示すること。
可燃性ガスや酸素を貯蔵する場合は、屋根の材質も示すこと。
- (3) 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
販売事務所との位置関係を示すこと。

5 手数料

不要

一般則様式第 26 (第 44 条関係)
 液石則様式第 25 (第 44 条関係)
 冷凍則様式第 17 (第 30 条関係)

高圧ガス販売事業廃止届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒		電話
販売所所在地	〒		電話
販売事業廃止年月日	年 月 日		
販売事業廃止の理由			
	許可・届出の 年月日及び番号	年 月 日	第 号

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス販売事業廃止届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売事業を廃止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 廃止の理由

具体的に記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

一般則様式第35（第74条関係）
 液石則様式第34（第72条関係）

高圧ガス販売主任者届書	一般	(選任)	×整理番号	
	液石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地		〒	電話	
販売所所在地		〒	電話	
選 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選 任	年 月 日	年 月 日		
解 任	年 月 日			
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス販売主任者届書について

1 届出の対象

販売主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 販売主任者が資格を有することを証する書面

選任の場合に限る。

106 頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にする事。

年 月 ～ 年 月

〇〇〇〇〇にて、液化石油ガスの販売に従事年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、液化石油ガスの販売に従事通算△年販売経験を有する。

(2) 販売主任者免状の写し

選任の場合に限る。

107 頁の添付例を参照すること。

5 手数料

不要

6 その他

販売主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 販売主任者の選任資格

(1) 液化石油ガス以外のガスの販売

甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械製造保安責任者免状又は第一種販売主任者免状を保有している者で、下表の左欄の販売所の区分ごとに右欄のガスの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素(82 頁参照)の販売所	酸素

(2) 液化石油ガスの販売

甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械、丙種化学（液石）製造保安責任者免状又は第二種販売主任者免状を保有している者で、液化石油ガスの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者

販売主任者が資格を有することを証する書面

選任販売所の名称						
販 売 主 任 者	現在の職名					
	免状の種類					
	資格を有するための 経験 (製造又は販売に関する経験)	ガスの区分	ガスの種類	経験を積んだ事業所名	経験した業務 (該当に○)	業務の経験期間
		特殊高圧 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		可燃性・ 毒性ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		可燃性 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		毒性 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		酸 素			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
液化石油ガス				製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月	

備考 経験が必要なガスの区分ごとに記載すること。
経験を積んだ事業所は許可や届出等、法に基づく手続きがされている事業所であること。

免状の写し添付例

販売主任者免状

写 真	免状の種類	第 一 種
	免除の番号	1 2 3 4 5
	氏名	〇〇××
	生年月日	昭和50年11月 1 日

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。

平成20年10月 5 日

新潟県知事 印

販売主任者免状

写 真	免状の種類	第 二 種
	免除の番号	2 3 4 5 6
	氏 名	〇〇××
	生年月日	昭和50年11月 1 日

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。

平成20年 6 月 7 日

新潟県知事 印

一般則様式第 27 (第 45 条関係)

液石則様式第 26 (第 45 条関係)

冷凍則様式第 18 (第 31 条関係)

輸 入 検 査 申 請 書	一般	×整 理 番 号	
	液石	×検 査 結 果	
	冷凍	×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒 電話		
高 圧 ガ ス の 種 類 及 び 数 量			
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日			
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

×検査職員確認印

備 考 ×印の項は記載しないこと。

輸入高圧ガス明細書を添付すること。

輸入検査申請書について

1 申請の対象

高圧ガスを輸入し、移動する場合。

ただし、次の場合は除く。

- (1) 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- (2) 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

詳細は一般則第 46 条、液石則第 45 条の 4 を参照すること。

2 申請の時期

輸入した高圧ガスを移動する前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

- (1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

- (1) 輸入高圧ガス明細書

輸入する高圧ガスの種類に応じ、110 頁、111 頁の様式により作成すること。

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 その他

冷凍保安規則における高圧ガスの輸入とは、20 冷凍トン(冷凍設備内における高圧ガスがフルオロカーボン又はアンモニアの場合にあっては 50 冷凍トン)以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備における当該ガスを輸入することをいう。

一般則様式第 27 の 2 (第 45 条関係)

液石則様式第 26 の 2 (第 45 条関係)

別紙 1

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製 品 名		
使 用 目 的		
高 圧 ガ ス の 圧 力		
高 圧 ガ ス の 成 分		
高 圧 ガ ス の 数 量		
充填事業所	名 称	
	所 在 地	
容 器 の 種 類	容 器 規 格 名	
	規 格 番 号	
	容 器 記 号 ・ 番 号	
	耐 圧 試 験 圧 力	
	最 高 充 填 圧 力	
	内 容 積 (又は内容量)	
容器製造所	名 称	
	所 在 地	
連絡先	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	
代行手続者	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	

備 考 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
高 圧 ガ ス の 成 分		
冷媒ガス封入者	名 称	
	所 在 地	
冷 凍 設 備 の 種 類	輸入を受けようとする設備の品名及び製造番号	
	設 計 圧 力	
	気 密 試 験 圧 力	
	耐 圧 試 験 圧 力	
	安全装置の種類及び性能	
機 器 製 造 業 者	名 称	
	所 在 地	
連 絡 先	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	
代 行 手 続 者	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	

備 考 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

一般則様式第 29 (第 53 条関係)

液石則様式第 28 (第 51 条関係)

特定高圧ガス消費届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類			
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費届書について

1 届出の対象

以下の高圧ガスを消費する者

(1) 特殊高圧ガス（政令第7条第1項）

- ① モノシラン
- ② ホスフィン
- ③ アルシン
- ④ ジボラン
- ⑤ セレン化水素
- ⑥ モノゲルマン
- ⑦ ジシラン

(2) 下表左欄のガスを、右欄の数量以上貯蔵して消費する者

種類	数量
圧縮水素	容積 300 立方メートル
圧縮天然ガス	容積 300 立方メートル
液化酸素	質量 3,000 キログラム
液化アンモニア	質量 3,000 キログラム
液化石油ガス	質量 3,000 キログラム※
液化塩素	質量 1,000 キログラム

※一般消費者に類似している者にあつては
10,000 キログラム（液石法施行令第2条各号に掲げる者）

(3) (2)表左欄のガスを他の事業所から導管により供給を受け、消費する者

2 届出の時期

消費開始の20日前までに届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 消費施設等明細書

記入方法は114～117頁の記載例を参照すること。

5 手数料

不要

6 特定高圧ガス消費施設完成後の措置

(1) 特定高圧ガス取扱主任者選任届書（120頁）

消費施設等明細書（液化石油ガス）（記載例）

1 消費の目的（変更届の場合は、変更の内容を含む。）

液化石油ガスをローリーから受け入れ、貯槽（12トン）に貯蔵する。

貯蔵した液化石油ガスは、消費型蒸発器を用いて気化させ、ボイラーの燃料用として使用する。

2 貯蔵能力（貯蔵能力計算書を添付すること。）

ガスの名称	変更前貯蔵能力 m ³ （k g）	変更する貯蔵能力 m ³ （k g）	（変更後）貯蔵能力 m ³ （k g）
液化石油ガス			12,000 k g
計			12,000 k g

消費施設等明細書に記載すべき事項

- 1 消費の目的
具体的に記入すること。
- 2 貯蔵設備の貯蔵能力（計算書を添付すること。）
ガスの名称は化学名で記入することとし、変更届の場合は変更前貯蔵能力及び変更する貯蔵能力も併せて記入すること。
- 3 省令で定める技術上の基準に関する事項
116 頁の記載例に従い作成のこと。
- 4 移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備にあっては、その使用の履歴及び保管状態の記録
詳細は 157 頁
- 5 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
届出事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面
- 6 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面（事業所の規模等に応じ、5 に記入しても差し支えない。）
- 7 消費施設に係るフローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
- 8 消費施設の配置図
防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
- 9 消費設備の機器等一覧表
9 頁 12 を参照すること。
- 10 貯蔵設備等（大臣認定品等を除く。）の強度計算書
- 11 消費設備の基礎を示した図面
- 12 機器の図面
貯蔵設備等に限り、配管及び継手類を除く。

4 液化石油ガス保安規則の技術上の基準に関する事項（記載例）

適用法令	項目	申請内容	書類番号	図面番号	備考												
第53条第1項 第1号	事業所の境界 及び警戒標	別紙図面のとおり境界を設定し警戒標を 設置する。		1													
第53条第1項 第2号	保安距離	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">法定距離</th> <th>申請距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>L₁</td> <td>20.8m</td> <td>120m</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>L₄</td> <td>13.9m</td> <td>50m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	法定距離		申請距離	第1種	L ₁	20.8m	120m	第2種	L ₄	13.9m	50m		2	
種別	法定距離		申請距離														
第1種	L ₁	20.8m	120m														
第2種	L ₄	13.9m	50m														
第53条第1項 第3号	火気を取扱う 施設に対する 措置	直近の火気取扱施設（事務所）まで25m ある。		1													
第53条第1項 第4号	滞留しない構 造	床面に接し、外気に対して換気口を別紙 図面のとおり設ける。 床面積 : 10m×5m=50m ² 換気口面積 : 1.0m×0.3m×6カ所=1.8m ² 1.8÷50=0.036 床面積の3%以上の通風口を確保する。		3													
第53条第1項 第5号	ガス検知警報 器の設置	別紙図面の滞留するおそれのある箇所に ガス検知警報器を設ける。		3													
第53条第1項 第6号	耐圧試験 気密試験	当該施設の第一種貯蔵所設置許可申請に より確認を行うため省略															
第53条第1項 第7号	使用する材料	液化石油ガスに対し、安全な科学的成分 及び機械的性質を有する材料を使用する。 使用材料は、書類Aに示す機器一覧に示 す。	A														
第53条第1項 第8号	基礎	消費設備等の基礎は鉄筋コンクリート製 とし、不同沈下を起こさないものとする。 貯槽は同一の基礎に緊結する。 (当該施設の第一種貯蔵所設置許可申請 により確認)		3													

以下略

省令で定める技術上の基準に関する事項について

1 特定高圧ガス消費施設の種類ごとに対応する基準

- ・一般則第 55 条
- ・液石則第 53 条

2 記載方法

- (1) 添付書類及び図面がある場合は、それぞれ番号を付し、その番号を記入すること。
- (2) 「省令の技術上の基準」の記入方法
 - ① 該当する項目は具体的に記入すること。基準に適合する具体的な例示（例示基準）をとりまとめた書籍が、協会から発行されているので、これを参考に実際に行う措置を記載すること。
 - ② 必要に応じ書類及び図面を添付すること。
 - ③ 該当しない項目には「該当せず」と記入することとし、項目の削除はしないこと。
 - ④ 変更工事の場合であって、該当する項目のうち変更しない項目には「変更なし」と記入すること。

一般則様式第 30 (第 56 条関係)

液石則様式第 29 (第 54 条関係)

特定高圧ガス消費 施設等変更届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費施設等変更届書について

1 届出の対象

特定高圧ガス消費者が消費のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするとき。

ただし、軽微な変更工事に該当する変更は届出の必要はない。

2 届出の時期

あらかじめ届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

4 添付書類

(1) 消費施設等明細書（変更内容を記入すること。）

114～117 頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照する、又は朱書きするなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

5 手数料

不要

6 変更工事完了後の措置

次に示すものを提出すること。

(1) 認定試験者試験等成績書等の写し

(2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類

(3) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

7 軽微な変更の工事（届出の不要な工事）

(1) 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の認定品等への取替えて貯蔵能力の変更がないもの。

(2) 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工

事

(3) 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事

(4) 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

一般則様式第 36 (第 75 条関係)
 液石則様式第 35 (第 73 条関係)

特定高圧ガス取扱主任者届書	一般	(選任)	×整理番号	
	液石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類				
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地		〒 電話		
事業所所在地		〒 電話		
選任	取扱主任者の氏名			
解任	取扱主任者の氏名			
選任	年 月 日		年 月 日	
解任	年 月 日		年 月 日	
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス取扱主任者届書について

1 届出の対象

特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 特殊高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面（選任の場合に限る。）

122 頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にすること。

年 月 ～ 年 月

○○○○○にて、液化塩素の製造に従事

年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、液化塩素の特定高圧ガス消費に従事

通算△年液化塩素の経験を有する。

(2) 免状所有者を選任する場合にあっては、免状の写し（選任の場合に限る。）

5 手数料

不要

6 その他

特定高圧ガス取扱主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 特定高圧ガス取扱主任者の資格

(1) 特定高圧ガスの製造又は消費に関して1年以上の経験を有する者。

ただし、特殊高圧ガスを消費する者にあつては、特殊高圧ガスの経験。その他の特定高圧ガスの消費にあつては、消費するものと同一の種類を経験

(2) 大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者

(3) 協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者

(4) 高校又は工業高校（工業に関する課程）を卒業し、特定高圧ガスの製造又は消費に関して6か月以上の経験を有する者（(1)のただし書きと同じ。）

(5) 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状（液化石油ガスの消費を除く。）の交付を受けている者

特定高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面

選任事業所の名称					
特 定 高 圧 ガ ス 取 扱 主 任 者	現在の職名				
	免状の種類				
	高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガス取扱いに関する講習の受講の有無			有 ・ 無	
	学歴 (資格として必要な場合のみ記載)	年 月 日			卒業
	資格を有するための経験 (製造又は消費に関する経験)	ガスの種類	製造・販売・消費の別	期間	
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		

特定高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面について

特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。

なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

一般則様式第 31 (第 58 条関係)

液石則様式第 30 (第 56 条関係)

特定高圧ガス消費廃止届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
消費廃止年月日			
消費廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費廃止届書について

1 届出の対象

特定高圧ガスの消費を廃止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 廃止の理由

具体的に記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

容器則様式第5（第30条関係） 様式第6（第31条関係）
 国際容器則様式第2（第21条関係） 様式第3（第22条関係）

登録 容器検査所 申請書 登録更新	容器	×整理番号	
	国際	×受理年月日	年 月 日
		×登録番号	
名称 （検査所の名称を含む。）			
容器検査所の所在地		〒 電話	
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類			
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者		
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者		
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

容器検査所登録（登録更新）申請書について

1 申請の対象

容器再検査所の登録を受けようとする者

2 申請の時期

あらかじめ申請を行うこと。

3 申請書の記載

- (1) 登録、登録更新の別
該当するものを○で囲むこと。
- (2) 欠格事由に関する事項
有無を記入すること。

4 添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 検査設備明細書
次に示す内容を記載すること。
ただし、登録更新の場合であって、前回の登録時と異なる場合は、会社として設備に変更がないことを証明する書類（任意様式）を添付し、明細書を省略できる。
 - ① 技術上の基準に関すること
容器保安規則第 33 条の基準に対応する事項について記載する。
 - ② 容器検査所の位置及び付近の状況図
 - ③ 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）

5 手数料

新潟県収入証紙によること。
手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 登録後の措置

- (1) 検査主任者届書（128 頁）

7 その他

更新の場合、登録の有効期限を経過した旧登録証を速やかに返納すること。

容器則様式第8（第35条関係）
 国際容器則様式第5（第26条関係）

検査主任者届書	容器	(選任)	×整理番号	
	国際	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
容器検査所所在地		〒 電話		
選任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
選任	年 月 日		年 月 日	
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

検査主任者届書について

1 届出の対象

検査主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 検査主任者が資格を有することを証する書面（選任の場合に限る。）

130頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にすること。

年 月 ～ 年 月

○○○○○にて、容器の製造作業に従事

年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、容器の検査の従事

通算△年実務経験を有する。

(2) 免状所有者を選任する場合にあっては、免状の写し（選任の場合に限る。）

5 手数料

不要

6 その他

検査主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 検査主任者の資格

(1) 製造保安責任者免状の交付を受けている者

(2) 大学又は高等専門学校（化学、物理学又は工学に関する課程）等を卒業し、1年以上高压ガスの充填作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に従事した者

(3) 高校（工業に関する課程）等を卒業し(2)に規定する実務に2年以上従事した者

(4) 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に3年以上従事した者

(5) 圧縮天然ガス車用及び液化天然ガス専用の容器及び附属品のみの検査所にあつては、一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二

級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は、二級二輪自動車整備士の資格を有する者

検査主任者が資格を有することを証する書面

選任容器検査所の名称				
検査主任者	現在の職名			
	免状の種類			
	学歴 (資格として必要な場合のみ記載)			
	資格を有するための経験 (資格として必要な場合のみ記載)	高圧ガスの充填作業・ 容器・付属品の製造・ 検査業務の別	期 間	事業所名
			～ 年 月 通算 年 月	
		～ 年 月 通算 年 月		

検査主任者が資格を有することを証する書面について

検査主任者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。

なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

容器則様式第9（第39条関係）

国際容器則様式第6（第29条関係）

容器検査所廃止届書	容器	×整理番号	
	国際	×受理年月日	年 月 日
名 称			
容 器 検 査 所 所 在 地			
業 務 廃 止 年 月 日			
業 務 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

容器検査所廃止届書について

- 1 届出の対象
容器検査所を廃止したとき。
- 2 届出の時期
遅滞なく届け出ること。
- 3 届書の記載
(1) 廃止の理由
具体的に記入すること。
- 4 添付書類
既に交付されている容器検査所登録票を添付すること。
- 5 手数料
不要

容器則様式第2（第9条関係）

高圧ガスの種類又は 圧力の変更申請書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
	×措置番号	
所有者氏名		
住所	〒 電話	
容器の記号及び番号		
容器に充てんする高圧ガスの 種類又は圧力の変更内容		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガスの種類又は圧力変更申請書について

1 申請の対象

容器の所有者が、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするとき。

申請先は、刻印等が協会によりされたものである場合にあつては協会、指定容器検査機関によりされたものである場合にあつては指定容器検査機関、その他の場合にあつては経済産業大臣(内容積が500L以下の容器にあつては容器の所在場所を管轄する都道府県知事)

2 申請の時期

あらかじめ申請を行うこと。

3 届書の記載

(1) 所有者氏名欄

法人の場合、名称を記入すること。

4 添付書類

- (1) 変更内容明細書
- (2) 容器の性能に関する資料
- (3) 容器の刻印等の拓本

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 許可後の措置

変更後の刻印等の拓本を速やかに提出すること。

変更内容明細書

容器		変更事項				容器製造者 名称	容器製造 年月
		充填ガス名		耐圧試験圧力 MPa 最高充填圧力			
記号	番号	新	旧	新	旧		
AB	1 2 3	窒素ガス	酸素ガス	—	—	(株)ニイガタ	2000-2
AB	4 5 6	〃	〃	—	—	〃	〃

この用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

容器の性能に関する資料

外観検査年月日：平成 27 年 3 月 31 日

検査実施者氏名 長岡 次郎 印

容器		耐圧試験圧力 MPa	外部検査成績		最新の検査		
記号	番号		外部	内部	年月	容器検査所の名称	合否
AB	1 2 3	25.0	異常なし	異常なし	2015-2	(株)ナガオカ	合格
AB	4 5 6	〃	〃	〃	2015-1	〃	〃

この用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

試験則様式第2（第2条関係）

試験則様式第5（第2条関係）

高压ガス製造保安責任者免状 高压ガス販売主任任者免状 交付申請書	×整理番号	第 号
	×受理年月日	年 月 日
	×交付番号	第 号
住 所	〒	
	電話	
住 所	
	勤務先名称	電話
氏名及び生年月日	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
交付を受けようとする 製造保安責任者免状 の種類 販売主任者免状	乙種化学 丙種化学（液石） 丙種化学（特別） 乙種機械 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	
合格した試験の受験年月日、 受 験 番 号	受 験 年 月 日	
	受 験 番 号	

年 月 日

氏 名

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状の交付申請書について

1 提出書類と提出部数

(1) 免状交付申請書 1部

① 氏名

かい書で正確かつ明瞭に記入すること。

種類が複数ある漢字、誤って捉えられる可能性がある漢字については特に注意をすること（「辺（邊、邊）」、「斉（齊、齋、齋）」、「者（者）」等）。また、必要に応じ欄外に注意書きを添えること。

※注意書きの例：「名前の二文字目は^邊となりませう。」

② 『交付を受けようとする製造保安責任者販売主任者免状の種類』

合格した免状の名称を○で囲むこと。

③ 『合格した試験の受験年月日、受験番号』

合格通知書の『試験実施日』欄に記載されている日付と『受験番号』欄に記載されている受験番号を正確に記入すること。

(2) 顔写真2枚

① 大きさ：縦2.5cm×横2.5cm

② 申請前6か月以内に撮影した正面、上半身（頭の前からあごの前まで顔全体が写真に収まっているもの）、無帽、無背景のもの。

③ 写真の裏面に、氏名、年齢、撮影年月日を必ず書くこと。

④ デジタルカメラで撮影する場合は、できるだけ写真店等で印刷すること。

また、自らプリンター等で印刷する場合は、色あせしない写真専用紙に印刷すること。

(3) 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額：3,400円（平成29年4月現在）

（最新の手数料額については、問い合わせを確認してください。）

(4) 免状送付用封筒 1枚（切手不要）

封筒表面に送付先の住所、氏名及び郵便番号を正確に記入すること。（免状の大きさは、10.4cm×6.8cm）

(5) 合格通知書（コピー不可）

試験則様式第6（第2条関係）

試験則様式第3（第2条関係）

高压ガス製造保安責任者免状 高压ガス販売主任者免状 再交付申請書	×整理番号	第 号
	×受理年月日	年 月 日
	×交付番号	第 号
住 所	〒	
	電話	
勤務先名称		電話
氏名及び生年月日	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
製造保安責任者免状 販売主任者免状 の種類 及びその番号	免状の種類	乙種化学 丙種化学（液石・特別） 乙種機械 第 種冷凍機械 第 種販売
	番 号	第 号
理 由	・免状を紛失した。 ・免状を汚し又は損じた。（別添のとおり免状を返納） ・姓名が変わった。（別添のとおり免状を返納）	

年 月 日

氏 名

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状の再交付申請書について

1 提出書類と提出部数

(申請手数料：不要)

- (1) 再交付の場合（免状を紛失し、汚し、又は損じた場合）
 - ① 免状再交付申請書 1部
 - ア 氏名等は、かい書で正確かつ明瞭に記入すること。
 - イ 『製造保安責任者 販売主任者免状の種類及びその番号』
該当する免状の名称を○で囲むこと。丙種化学の場合は（液石・特別）のいずれかも○で囲むこと。冷凍機械、販売の場合は第何種か、数字を記入すること。
 - ウ 『理由』
該当する理由を○で囲んでください。
 - ② 顔写真 2枚
 - ア 大きさ：縦2.5cm×横2.5cm
 - イ 申請前6か月以内に撮影した正面、上半身（頭の前からあごの先まで顔全体が写真に収まっているもの）、無帽、無背景のもの
 - ウ 写真の裏面に、氏名、年齢、撮影年月日を必ず書くこと。
 - エ デジタルカメラで撮影する場合は、できるだけ写真店等で印刷すること。
また、自らプリンター等で印刷する場合は、色あせしない写真専用紙に印刷すること。
 - ③ 免状送付用封筒 1枚（切手不要）
封筒表面に送付先の住所、氏名及び郵便番号を正確に記入すること。
 - ④ 汚した又は破損した免状（免状を紛失した場合は添付不要）
 - ⑤ 申請手数料
新潟県収入証紙によること。
手数料額：2,400円（平成29年4月現在）
（最新の手数料の額については、問い合わせを確認してください。）
- (2) 書換再交付の場合（姓名の変更の場合）
 - ① 免状再交付申請書（『(1) 再交付の場合』に同じ）
氏名は変更後の新しい姓名をかい書で正確に記入すること。
 - ② 顔写真（『(1) 再交付の場合』に同じ）
 - ③ 免状送付用封筒（『(1) 再交付の場合』に同じ）
 - ④ 現在所持している免状
 - ⑤ 書換の内容を証明する書類（戸籍抄本）

コンビ則様式第 37 (第 53 条関係)

一般則様式第 58 (第 98 条関係)

液石則様式第 57 (第 96 条関係)

冷凍則様式第 46 (第 68 条関係)

事 故 届 書	特定 一般	×整 理 番 号	
	液石 冷凍	×受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 〔 事業所の名称又は販 売所の名称を含む。 〕			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒	電話	
事 業 所 所 在 地	〒	電話	
事 故 発 生 日 時			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

事故届書について

1 事故があった場合

事故覚知後、直ちに電話による速報を入れること。

ただし、夜間・休日に起きた容器盗難については、次の平日勤務時間に通報すること。

(1) 連絡先

- ① ②以降を除いた市町村で起きた場合
新潟県防災局消防課高圧ガス保安係
勤務時間中 025-282-1666 (直通)
夜間・休日 025-285-5511 (代表)
FAX 送信先 025-282-1667
- ② 新潟市
新潟市消防局危険物保安課保安係
勤務時間中 025-288-3241
夜間・休日 025-288-3270
- ③ 三条市
三条市消防本部警防課保安係
勤務時間中 0256-34-1113
夜間・休日 0256-34-1111
- ④ 柏崎市
柏崎市消防本部予防課危険物保安班
勤務時間中 0257-24-1501
夜間・休日 0257-24-1500
- ⑤ 魚沼市
魚沼市消防本部予防課危険物係
勤務時間中 025-792-7168
夜間・休日 025-793-0119

(2) 速報の内容

以下の項目の判明している部分について報告すること

- ① 発生日時 (曜日)
時間は 24 時間呼称
- ② 発生場所
- ③ 事故の概要
- ④ 被害状況
人身被害 (死者、重傷者、軽傷者別)、従業員、協力会社、一般市民等、物的被害の状況
- ⑤ 原因
- ⑥ その他特記事項

(3) その後の措置

事故の全容が判明したら事故届書を提出すること。

なお、事故の解析が長期にわたる場合は中間報告をすること。

2 届出の対象

次に示す事故があった場合。

- (1) 高圧ガスによる災害等が発生した場合
- (2) 容器を紛失又は盗難された場合

液石法の一般消費者等に係る事故及び移動式製造設備であって液化石油ガス法第 37 条の 4 の充填設備として許可を受けているもの (供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。) 以外の事故。なお、事故とは単にガスの漏えい爆発のみならず、ガスの漏えい、設備の破裂、破壊、火災等を含む。

3 届書の記載

- (1) 適用規則
特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。
- (2) 高圧ガス事故等調査報告書の記載

4 添付書類

- (1) 142～144 頁に示す報告書洋式
- (2) 事故時の現況写真及び事故説明資料

高圧ガス事故等調査報告書（災害）

1. 高圧ガスに係る事故等 2. 参考事故	報告年月日： 年 月 日（曜日）		整理番号：	
	報告書作成者：		報告段階： 中間(第 次)、確報	
事故分類： A B 1 B 2 C 1 C 2			別 添： 有 無	
		届出の根拠規定 1. 法第63条第1項 2. 法第36条第2項		
事故の呼称			法令区分： 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所：有(認定施設、非認定施設) 無] ・第一種製造者 ・第二種製造者(処理能力：30m ³ 未満、30m ³ 以上)	
発生日時	年 月 日(曜日) 時 分(24時間制)			
気 象	天気 温度 ℃ 湿度 % 風向 風速 m/s		コンビナート地区名：	
事故発生場所	区 分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜 4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島 7. 岩国・大竹 8. 周南 9. 新居浜 10. 大分 11. その他()
	事故発生場所	所在地： 名称： 電話 ()		業 種： 1. 石油精製 2. 貯蔵基地 3. 石油化学(エチレンセンターを含む) 4. 一般化学(肥料又は合成繊維を含む) 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他()
	連絡者氏名	(所属) 電話 ()		
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充填所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動 { 自動車 { タンクローリ 鉄道 { 枠組み(カードル) 船舶 { バラ積み			
	9. 消費先 10. 特定高圧ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他() 事業所規模(処理能力・貯蔵量)			
事故発生事象	事象		事象が1つの場合 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他()	
			事象が2つの場合 1次事象() → 2次事象() ※()に番号を記入 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. 反応暴走 6. その他()	
	噴出・漏えいの詳細		(1) 噴出・漏えいの程度 1. 微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度) 2. 微量以外(m ³ 又はkg) 3. 不明 4. 調査中 (2) 噴出・漏えいの部位 1. 母材(材質：) 2. 溶接部(材質：) 3. ろう付け部(材質：) 4. 締結部 5. 開閉部 6. 可動シール部 7. その他() (3) 漏えい部位の寸法 1. 径() 2. 板厚() 3. 呼び圧力() (4) 噴出・漏えいの分類 噴出・漏えい① 1. 腐食(内面、外面) 2. 疲労(振動、温度変動、圧力変動) 3. エロージョン/コロージョン 4. 応力腐食割れ 5. クリーブ 6. その他() 噴出・漏えい② 1. 締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手) 2. 開閉部(バルブ、コック) 3. 可動シール部(メカニカルシール、 スィベルジョイント、その他()) 噴出・漏えい③ 1. 誤開閉 2. 開閉忘れ 3. 液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形 4. ドレン抜きミス 5. 点火ミス、失火、逆火等 6. その他()	
	取扱状態		1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 製造中(a. 定常運転、b. スタートアップ、c. シャットダウン、d. エマージェンシーシャットダウン、e. その他) 2. 貯蔵中 3. 停止中(a. 検査・点検中、b. 工事中、c. 休止中、d. その他()) 4. 荷役中 5. 消費中 6. 移動中 7. その他()	
		1. 自 社	2. 関係事業所 所在地： 名 称：	備 考
事故の概要(事故に至る経緯を含む)				
ガスの種類及び名称				
1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水 素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他()				
2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他()				
3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. シアン化水素 6. 硫化水素 7. その他()				
4. 支燃性ガス : 1. 空 気 2. 酸素 3. その他()				
5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン(可燃性ガス又は毒性ガスを除く。)種類() 6. その他()				
6. そ の 他 : 1. 混合ガス() 2. エアゾール() 3. 特殊高圧ガス() 4. その他()				
ガスの状態	1. 液相 2. 気相	1. 常圧 2. 加圧	1. 低 温 2. 常 温(5℃~35℃) 3. 高 温	
製造設備等の概要	名称：	消費設備等の概要	容器の容量及び	ガス kg(m ³)× 本
	能力：		容器本数：	ガス kg(m ³)× 本
	容量：		ガス kg(m ³)× 本	
	稼働率： %		容器と火気との距離： m	
	ガスの状態：常用圧力 MPa 常用温度 ℃		逆火防止器の有無： 有 無	

プラント操業開始後経過年数	設備設置後経過年数	設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数	設備の最近の運転中検査後経過年数					
1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年	1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年	1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年	1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年					
設備区分								
I 塔槽類	機器	1.加熱炉 2.反応器 3.蒸留器 4.熱交換器 5.分離器 6.中間貯槽 7.貯槽(a.球形貯槽 b.低温貯槽 c.枕型貯槽 d.その他()) 8.コールド・エバポレータ 9.その他()						
II 回転設備	機器	1.ポンプ 2.圧縮機 3.送風機 4.その他()						
III 配管、継手、弁	機器	1.配管 2.継手 3.弁 4.その他()						
IV 附属設備	機器	1.安全装置 2.緊急遮断弁 3.警報設備 4.緊急脱圧設備 5.液面計 6.圧力計 7.温度計 8.流量計 9.断熱材 10.その他()						
V 特殊反応設備	種類	1.アンモニア二次改質炉 2.エチレン製造施設のアセチレン水添塔 3.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器 4.シクロヘキサン製造施設のベンゼン水添反応器 5.石油精製における重油直接水添脱硫反応器 6.石油精製における水素化分解反応器 7.低密度ポリエチレン重合器 8.メタノール合成反応塔						
VI 冷凍設備	種類 機器	1.レゾプロ型 2.ターボ型 3.ローリ-型 4.スクルー型 5.吸収式 6.その他() 1.圧縮機 2.凝縮器 3.受液器 4.蒸発器 5.液分離器 6.配管・継手・弁 7.その他()						
VII 容器	種類 機器	1.タンクローリ 2.容器 3.エアボール缶 4.タンク車 5.バルク 6.その他() 1.本体 2.附属品(a.元弁 b.安全装置(安全弁を含む。) c.緊急遮断装置(緊急遮断弁を含む。) d.配管、継手、弁 e.調整器 f.その他) 3.その他()						
VIII 溶接、溶断の設備	機器	1.吹管等加工部 2.配管、継手、弁 3.容器 4.ホース 5.調整器 6.その他()						
IX その他								
設備の詳細	メーカー名()、品名及び品番() 大臣認定品の場合は、認定番号()及び認定の区分(機器の種類)()							
事故発生原因(主◎、副○)		着火源						
1.設計不良 2.製作不良 3.施工管理不良 4.腐食管理不良 5.検査管理不良 6.点検不良 7.締結管理不良 8.シール管理不良 9.容器管理不良 10.組織運営不良 11.操作基準等の不備 12.情報伝達の不備 13.誤操作、誤判断、認知確認ミス 14.不良行為 15.自然災害(台風、地震、その他()) 16.交通事故(他損、自損) 17.その他()		1.裸火 2.静電気火花 3.摩擦熱 4.逆火 5.高温物体 6.その他()						
事故発生原因の詳細								
被害：人身被害その他1：原因別 注：()内は第三者被害者数(内数)を記載する。原因がその他になる場合は()内に記入すること。								
原因	事業所内事故			事業所外事故			合計	
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷		
中毒	()	()	()	()	()	()	()	
酸欠	()	()	()	()	()	()	()	
火傷	()	()	()	()	()	()	()	
裂傷	()	()	()	()	()	()	()	
衝撃による被害	()	()	()	()	()	()	()	
その他()	()	()	()	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	()	()	()	
人身被害その2：対象別 注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。								
事業所内	死亡、重傷、軽傷の別	氏名	年齢	性別	職名(第三者の場合は職業)	距離	傷病名	備考
	当事者							
第三者								
事業所外	当事者							
	第三者							

物的被害

		建造物、機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合計						

人的被害、物的被害 以外の事業所外への 影響	1. 住民避難（ 人 時間程度） 2. 事業所外へのガス流出、飛散物（ ） 3. その他（ ）
------------------------------	---

許認可関係	保安検査	行政措置
届出： 年 月 日 許可： 年 月 日 完成検査： 年 月 日 直近の変更許可： 年 月 日 直近の完成検査： 年 月 日	定期自主検査： 年 月 日 保安検査： 年 月 日	使用停止命令： 年 月 日 使用停止命令解除： 年 月 日 操業再開： 年 月 日 改善命令： 年 月 日 関係条項：
官公庁で講じた措置及び対策		事業所側で講じた措置及び対策
地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況		法令違反の有無： 有 無（条項： ） 内容：
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）		
同一事業所で過去1年以内に発生した事故（C1級以上の事故） 年 月 日		

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（災害）について

高圧ガス事故等調査報告書（災害）については、下記のとおり記載すること（経済産業省マニュアルを引用し修正したもの）。

1 事故の種類

「1. 高圧ガスに係る事故等」、「2. 参考事故」のいずれか該当するものを○で囲むこと。高圧ガスの存する部分以外の事故であって、事故発生直後は、法の技術上の基準に違反があったかどうかを判断できない場合には、「2. 参考事故」として報告を行う。事故の定義については167頁を参照すること。

2 事故の分類

次に示すものにしたがって判断すること。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者（事故発災より5日以内に死亡した者をいう。以下同じ。）5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。）が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者（負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって、次の各号のいずれかに該当する事故をいう。B級事故であれば、B1級事故かB2級事故かの判断は不要。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所において、A級事故、B級事故

又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

C級事故であれば、C1級事故かC2級事故かの判断は不要。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂若しくは破損が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故

（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）

④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故

（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）

（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により、附近の作業員に待避を勧告する程度のもの（事業所の敷地外に漏えいしたものを含む。）、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C2級事故

C1級事故以外の事故

3 報告年月日及び報告作成者

該当欄に記載すること。報告書作成者の欄には、事業所名、所属部署名、氏名及び連絡先を記載する。

4 事故の呼称

下記の例を参考に会社名、事業所名、プラント名、ガス名及び災害現象の全てを記載するこ

と。

- (1) コンビ則事業所
〇〇株式会社〇〇事業所〇〇プラント〇〇
ガス爆発事故
- (2) 一般則・液石則・冷凍則事業所：
〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス火災事故
- (3) 消費先等
〇〇ガス漏えい事故

5 発生日時

事故が発生した日時を記載する。時刻は24時間表示とすること。

6 気象

事故発生時の気象状況を記載すること。

7 事故発生場所

- (1) 「区分」の欄は、事故発生場所が事業所の内部又は外部であるかについて該当するものを○で囲むこと。なお、事業所とは事業を行う場所の意味であり、およそ事業の主たる活動が行われる一定の場所をいう。この場合、事業とは必ずしも高圧ガスを中心とする事業でなくてもよい。
- (2) 「事故発生場所」の欄には、事業所内部の事故の場合、住所及び電話番号を参考に記載すること。
事業所外部の事故の場合は、「新潟県〇〇市〇〇番地、国道〇号線、〇〇交差点、〇〇商店前」のように記載すること。
- (3) 「連絡者氏名」欄には、当該事故に関する責任者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。

8 規制対象別

該当項目を○で囲むこと。

「事業所規模」欄については、製造事業所、冷凍事業所、充填所、スタンド又は特定高圧ガス製造事業所にあつては、当該事業所の高圧ガスの処理能力を、貯蔵所にあつては、当該事業所の高圧ガスの貯蔵量を記載すること。

9 整理番号

記入不要

10 報告段階

事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は、中間報告（第〇次）としその時点で分かる範囲で報告する。確定次第確報として報告する。

11 別添

該当するものを○で囲むこと。なお、別添には事故に関する新聞等の写し、図面、写真（カラー写真であればより望ましい。）等を添付する。

12 届出の根拠規定

記入不要

13 法令区分

法上の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無及び発災施設が認定施設又は非認定施設かの区分、適用規則が一般則、液石則又は冷凍則の場合は第一種製造者又は第二種製造者（第二種製造者の場合は処理能力の区分（冷凍則を除く。））の区分を○で囲むこと。

14 コンビナート地区名

記入不要

15 業種

該当項目を○で囲むこと。

16 事故発生事象

「事象」欄には、当該事故の災害状況、規模等により判断し、該当項目を○で囲むこと。なお、事象が1つの場合は、該当する番号を記載すること。事象が2つの場合には、1次事象及び2次事象に該当する番号を記載すること。

(1) 噴出・漏えいの程度

該当項目を○で囲むこと。微量以外の場合は、可能な範囲で噴出・漏えい量を m^3 （温度零度及び圧力零パスカルの状態に換算した容積）単位又は kg 単位で記載すること。

(2) 噴出・漏えいの部位

事象が発生した部位を○で囲むこと。また、1. から3. までの項目に該当する場合は、材質を記載すること。

(3) 噴出・漏えい部位の寸法

事象が発生した部位の寸法を可能な範囲で記載する。バルブ及び配管については、事象が発生した部位の規格寸法を表す呼称（呼び径、呼び厚さ及び呼び圧力）を記載すること。

(4) 噴出・漏えいの分類

該当する項目を○で囲むこと。（ ）に該当する場合は○で囲み、その他は具体的に記述する。

噴出・漏えい①とは、機器、配管等の本体（溶

接部を含む。)からの噴出・漏えいをいう。

エロージョン/コロージョンとは、配管の内部を流体が流れる際に、機械的な作用による浸食(エロージョン)又は電気化学的作用による腐食(コロージョン)により内面が減肉して、局部的に配管肉厚を貫通したり、配管が破裂したりする現象をいう。

応力腐食割れとは、腐食環境にある特定の材料に引張応力が負荷された状態でき裂が発生し、き裂が進展する現象をいう。

クリープとは、高温条件(絶対温度で融点の約1/2以上)で、一定の応力のもとでひずみが時間的に増大し続ける現象をいう。

噴出・漏えい②とは、締結部、開閉部又は可動シール部からの噴出・漏えいをいう。

フランジ式継手とは、フランジを使用した継手をいう。

ねじ込み式継手とは、端部にねじ山を持つ形式の継手をいう。

フレア式継手とは、管の端末を円すい形に広げた構造を持つ継手をいう。

ホース継手とは、ホースを接続するための継手をいう。

メカニカルシールとは、ポンプ、圧縮機等の回転軸部分からのガスの噴出・漏えいを防止するシール機構をいう。

スイベルジョイントとは、揺動可能な管継手をいう。

噴出・漏えい③とは、噴出・漏えい①又は噴出・漏えい②以外の噴出・漏えいをいう。

(5)「取扱状態」欄は、該当項目を○で囲むこと。

当該事故発生事業所が事故発生場所の事業所に対し請負等の受託関係(建設現場等における請負業者、コンビナート施設の補修等を受託している協力会社等を含む。)にある場合について記載し、備考欄に請負等その旨を明記すること。なお、当該事故発生事業者と事故発生場所の事業者とが同一の場合は、自社を○で囲むこと。

移動中の事故にあっては、関係事業者欄に当該事業者の所属する事業所について記載し、備考欄に「移動」と記載すること。また、ガス設備の修理・清掃時に発生した事故(高压ガス製造時以外の事故)及び高压ガス設備以外のガス設備で発生した事故は、備考欄にその旨を明記すること。

17 事故の概要

事故発生前の設備の状況から事故発生に至る

までの経緯及び事故発生から事故処置の完了までを概括的に記載すること。事故処置には防火設備、保安機器等の作動状況、消防組織等の活動状況、交通機関等への社会的影響、その他事故に関すると考えられる事象についても記述すること。なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足すること。

(記載例)

(1) 事業所における運転中事故

事故当時○○プラント○○○装置(高压ガス設備)は、通常運転中であつた(運転温度○○℃、圧力○○MPa、通油量○○kL/時)。

○時○分頃、保安係員が巡回点検中、○○装置下流配管の流量調整弁付近から火炎が上がっているのを発見し、直ちに計器室に通報するとともに、計器室長が○○消防署に通報した。

当該事業所の保安係員○名が現場に急行し、火災箇所を確認するとともに散水及び消火活動を行った。また、計器室は緊急遮断装置を作動させるとともに○○装置の緊急運転停止、同装置の加熱炉の消火、原料ポンプの停止を行った。○○系内圧力が○○MPaに降圧した時点(○時○分)で鎮火したが、引き続き窒素ガスを同装置へ導入し、置換を行った。

なお、○○ガスの漏えい量は○kgである。

(2) 事業所における定期修理中の事故

当該事業所は、○月○日から○月○日まで○○プラントは定期修理中であつた。

○月○日○時○分頃から、当該事業所の協力会社である○○株式会社従業員○名が○○プラントから○○ガスの脱圧を行い、その後に窒素に置換する作業を行う手順でいたところ、脱圧が十分に行われていないうちに窒素置換を行おうと作業にかかりバルブを緩めたため、○○ガスが噴出、出火した。

直ちに○○消防署に通報するとともに、元バルブを締めガスの漏えいを止めた。

ガスの漏えい量は推定○○m³で、火災の影響で○○プラントの○○部が破損、周囲への影響はなかった。

(3) 冷凍事業所における事故

○時○分、アンモニア冷凍機のある冷凍室のガス漏れ警報器が作動したため、冷凍保安責任者が調査したところ、アンモニアガス受液器のドレンバルブからアンモニアガスが漏えいしているのを発見した。

直ちにバルブを増締めし、散水により除害措置を講ずるとともに○○消防署に通報した。

なお、ガスの漏えい量は推定〇kgである。

(4) 移動中の事故

〇〇ガス販売店の販売主任者が車両に〇〇ガス容器（〇kg〇本）を積載し〇〇営業所から〇〇工場へ向け輸送中、〇〇市国道〇号線〇〇交差点を右折した際、〇〇ガス容器〇本が路上に落下し、うち〇本の容器バルブが損傷してガスが漏えいした。直ちに車の進入を停止するとともに、〇〇消防署、〇〇地域防災協議会に通報した。

なお、この事故により〇時〇分から〇時〇分まで、同道路は〇〇警察署により通行止めになった。

(5) 消費先における事故

〇〇製造工場で〇〇機械の稼働のため〇〇ガスバーナーで予熱していたところ〇基のバーナーのうち1基が立ち消えとなっていたので、再度点火しようと点火器を作動したところ、突然爆発した。直ちに〇〇消防署に通報するとともに、工場内の消火器で消火作業を行い、〇時〇分鎮火した。

18 ガスの種類及び名称

当該事故に係る高圧ガスについて該当項目を○で囲み、又は「6. その他」にあつては（ ）内にガス名を記載すること。なお、その他には（ ）内にガス名を記載すること。

19 ガスの状態

該当項目を○で囲むこと。

20 製造設備等の概要

消費設備以外の設備に係る事故について記載すること。

「名称」欄は、当該事故に係る施設装置又は機器に応じ、例えば「接触改質装置に係る熱交換器」等と記載すること。

「能力」欄は、当該施設装置又は機器に応じ、例えば「〇〇m³/日」「〇〇トン/日」等を記載すること。

「容量」欄は、当該施設装置又は機器に応じ、例えば「〇〇m³×〇基」等と記載すること。

「稼働率」欄は、当該施設の能力に対する事故発生前1ヶ月間の平均運転稼働率を記載すること。

「ガスの状態」欄は、当該機器において取り扱っていた高圧ガスの常用圧力及び常用温度を記載すること。

21 消費設備等の概要

消費設備等に係る事故について記載すること。

「容器の容量及び容器本数」欄は、ガス別に記載該当単位を○で囲むこと。

「容器と火気との距離」欄は、容器と火気との水平距離を記載すること。

「逆火防止器の有無」欄は、当該項目を○で囲むこと。

22 プラント操業開始後経過年数等

該当項目を○で囲むこと。プラント操業開始後経過年数又は設備設置後経過年数が20年以上に該当する場合にあつては、（ ）年の欄には、具体的な年数を記載する。また、設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数又は設備の最近の運転中検査後経過年数が2年以上に該当する場合にあつては、（ ）年の欄には、具体的な年数を記載すること。

23 設備区分

該当項目を○で囲むこと。

VII容器「5.バルク」には、バルク貯槽を含む。

24 事故発生原因

次の①から⑰までを参考にしながら、主な原因に該当する項目を◎で、これに付随する原因に該当する項目を○で囲むこと。次の①から⑰までは、各項目の例である。

①設計の不良

- 1) 構造不良、形状不良又は機能不良
- 2) 損傷等に対する材料選定不良
- 3) 応力変動（応力、振動又は温度）による疲労の検討不足

②製作不良（主に工場で発生）

- 1) 設備、機器又は部品の製作不良
- 2) 溶接不良
- 3) 品質管理の不良

③施工管理不良（主に現地で発生）

- 1) 設備、機器もしくは部品の据付け、補修、取替え、解体又は修理の工事不良
- 2) 溶接不良（補修を含む。）

④腐食管理不良

- 1) 腐食管理の計画不良
- 2) 腐食管理の実行不良

⑤検査管理不良

- 1) 検査管理の計画不良
- 2) 検査管理の実行不良

⑥点検不良

- 1) 消費にかかる点検不良
- 2) 移動等にかかる点検不良
- ⑧シール管理不良
 - 1) 点検、分解整備又は取替えの計画不良
 - 2) 点検、分解整備又は取替えの実行不良
- ⑨容器管理不良
 - 1) 容器の腐食
 - 2) 容器の転倒
- ⑩組織運営不良
 - 1) 組織体制の不良
 - 2) 責任体制の不良
 - 3) 運営の不良
 - 4) 構成員の不良
- ⑪操作基準等の不備
 - 1) 操作基準の不備
 - 2) 操作マニュアルの不備
- ⑫情報提供の不備
 - 1) 内容の不明瞭さ
 - 2) 伝達方法の不相当
- ⑬誤操作、誤判断、認知確認ミス
 - 1) 誤操作
 - 2) 誤判断
 - 3) 認知確認ミス
- ⑭不良行為
 - 1) 倫理又は道德違反
 - 2) 不法改造又はいたずら
- ⑮自然災害
 - 1) 地震
 - 2) 落雷
 - 3) 洪水、台風又は津波
 - 4) その他
- ⑯交通事故
 - 1) 他損
 - 2) 自損
- ⑰その他

各項目に該当しない場合は、その他に記載すること。

25 着火源

当該事故の災害現象が爆発又は火災となった場合は、該当項目を○で囲むこと。

26 事故発生原因の詳細

事故発生、拡大状況等に応じて原因を記載すること。なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足する。

(記載例)

- (1) 事業所における運転中事故

事故調査の結果、事故発災設備の流量調整弁取付けボルト〇〇本のうち〇本が緩んでいる

のが発見されたことから〇〇装置の高温時でのボルトの増締めが不均一であり、フランジ接合部から噴霧上の〇〇油が大気中に漏えいし、自然発火したものと推定される。

(2) 事業所における定期修理中事故

脱圧が完全に終了していたことを確認せずに、次の作業を行おうとバルブを緩めたためガスが噴出し、ガスが高温状態（〇〇℃）であったため自然発火に至ったものと推定される。

(3) 冷凍事業所における事故

当該機器は〇月〇日にドレン抜きを行ったが、そのときドレンバルブを完全に締めていなかったと考えられ、その後ポンプの振動等でバルブが自然に緩んだものと推定される。

(4) 移動中の事故

ロープにより容器を固定した際、ロープが緩んでおり十分に容器が固定されていなかったため、右折した際の遠心力で容器が落下したものと推定される。

(5) 消費先における事故

立ち消えしたバーナーから漏えいガスが滞留しており、点火器の火花が滞留していたガスに着火、爆発したものと推定される。

なお、立ち消えの原因は、ゴムホースの一部がねじれており、燃焼のためのガスが十分に供給されなかったものと推定される。

27 人身被害その1：原因別

表中の該当欄に当事者の死傷者の人数を、表中の該当欄（ ）内に第三者の死傷者の人数を記載すること。

原因がその他になる場合は（ ）内に原因名を記載すること。

28 人身被害その2：対象別

表中の該当欄に当事者及び第三者ごとに記載すること。なお、被害者が協力会社等の関係事業所に所属するときは、その旨を備考欄に記載すること。

「距離」は、事故発生場所から被害者までの距離を記載すること。

29 物的被害

表中の該当欄に当事者及び第三者ごとに記載すること。

「距離」は、事故発生場所から被害物件までの距離を記載すること。

「被害額」は、当該事故により受けた直接損害の額とし、消火作業等防災活動に要した経費、罹災のための休業等による損失等間接的な被害

の額は除くこと。

30 人的被害、物的被害以外の事業所外への影響

事故により住民避難があった場合には、人数及び避難した時間を記載すること。事業所外へガスが流出又は飛散物が飛散した場合には、具体的な内容を記載すること。なお、上記以外で報告すべき事項は、その他に記載すること。

31 許認可関係

当該発災施設について、法に基づく届出、許可、完成検査、変更許可又は変更許可にかかる完成検査のそれぞれの年月日を記載すること。

32 保安検査

法に基づく定期自主検査及び保安検査の実施年月日を記載すること。

33 行政措置

記載不要

34 官公庁で講じた措置及び対策

記載不要

35 事業所側で講じた措置及び対策

措置及び対策を箇条書きで記載すること。なお、措置及び対策を行った文書を必要に応じて別添に付けること。

36 地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況

当該協議会の活動状況を記載すること。

37 法令違反の有無

記載不要

38 官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等

記載不要

高压ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

報告年月日	年 月 日 (曜日)	整理番号:
報告書作成者		報告段階: 中間 (第 次)、確報
事故の呼称		
発生年月日	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日)	
事故発生場所	所在地 : 名称 : 電話 ()	法区分 : 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所:有(認定施設、非認定施設) 無]
連絡者氏名	所属 : 電話 ()	場 所 : 1. 石油精製 2. 石油化学 3. 一般化学 4. 冷凍事業所 5. 充てん所 6. 容器検査所 7. その他 a. 民家(居住中) b. 民家(空屋) c. 公民館等 d. その他 ()
販売店(事業者)	名称 : 所在地 : 電話 ()	
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充てん所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 移動 8. 消費先 9. 特定高压ガス消費者 10. 容器検査所 11. その他 ()	
事故発生区分	1. 製造中 2. 貯蔵中 3. 移動中 4. 消費中 5. その他 ()	
事故発生原因	1. 盗難 2. 自然災害 (a. 台風 b. 地震 c. その他 ()) 3. その他 ()	
ガスの種類及び名称		
1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他 ()		
2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他 ()		
3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. シアン化水素 6. 硫化水素 7. その他 ()		
4. 支燃性ガス : 1. 空気 2. 酸素 3. その他 ()		
5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン ((可燃性ガス又は毒性ガスを除く。)種類:) 6. その他 ()		
6. そ の 他 : 1. 混合ガス () 2. エアゾール () 3. 特殊高压ガス () 4. その他 ()		
設 備 概 要	1. 容器 2. 溶接・溶断機器 3. その他 ()	ガスの名称 容器的容量 及び本数 ガス kg(m ³)× 本 ガス kg(m ³)× 本 ガス kg(m ³)× 本
容器の記号番号		
施錠の有無	1. 有 2. 無 3. 不明	容器交換の頻度 1. () 月に一度 2. 不明

事故の概要（事故に至る経緯を含む）	
官公庁で採った措置及び対策	事業所側で採った措置及び対策
法令違反の有無： 有 無 （条項： ） 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真及び所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）	

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）について

高圧ガス事故等調査報告書（災害）については、下記のとおり記載すること（経済産業省マニュアルを引用し修正したもの）。

- 1 **報告年月日及び報告作成者**
該当欄に記載すること。報告書作成者の欄には、事業所名、所属部署名、氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 **整理番号**
記載不要
- 3 **報告段階**
事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は、中間報告（第 次）としその時点で分かる範囲で報告する。確定次第確報として報告する。
- 4 **事故の呼称**
下記の例を参考にガス名、現象の全てを記載すること。
製造所又は冷凍事業所「〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス容器盗難事故」
消費先等「〇〇ガス容器の盗難事故」
- 5 **法令区分**
法条の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無及び発災施設が認定施設又は非認定施設かの区分を○で囲むこと。
- 6 **場所**
該当項目を○で囲むこと。
- 7 **規制対象別**
該当項目を○で囲むこと。
- 8 **事故発生区分**
該当項目を○で囲むこと。
- 9 **事故発生原因**
該当項目を○で囲むこと。
- 10 **ガスの種類及び名称**
当該事故にかかる高圧ガスについて該当項目を○で囲み、又は「6. その他」にあつては（ ）内にガス名を記載すること。
- 11 **設備概要**
該当項目を○で囲むこと。その他の場合は（ ）内に具体的に記載すること。
- 12 **ガスの名称、容器の容量及び本数**
「容器の容量及び容器本数」欄は、ガス別に容量（kg 又はm³）及び容器本数を記載する。
- 13 **容器の記号番号**
容器の記号番号が判明している場合には記載すること。
- 14 **施錠の有無**
該当項目を○で囲むこと。
- 15 **容器交換の頻度**
該当項目を○で囲み、交換頻度が判明している場合には記載すること。
- 16 **官公庁で講じた措置及び対策**
記載不要
- 17 **事業所側で講じた措置及び対策**
措置及び対策を箇条書きで記載すること。なお、措置及び対策を行った文書を必要に応じて別添に付けること。
- 18 **法令違反の有無**
記載不要
- 19 **官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等**
記載不要

§ 4 参考資料

- 1 高圧ガス設備の移設等に係る許可申請等の添付書類並びに完成検査等の取扱について
- 2 高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱について
- 3 LGC（超低温容器）等の当面の運用について
- 4 照会事例
- 5 手数料の算定の扱いについて
- 6 保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について
- 7 許可等申請時の基準適合状況の記述方法について
- 8 高圧ガスに係る事故等について（新潟県取扱い）
- 9 コールド・エバポレーターの運用について

注意事項：これらは当県の運用として作成したものであり、新潟県以外の運用とは必ずしも一致しないので、注意すること。また、新潟県以外へ照会する際にこの事例集を根拠にしないでください。

1 高圧ガス設備の移設等に係る許可申請等の添付書類 並びに完成検査等の取扱について

1 適用範囲

高圧ガス保安法に規定する製造事業所、貯蔵所及び特定高圧ガス消費事業所において、高圧ガス保安法の適用を受けている若しくは受けていた高圧ガス設備、又は、それ以外の設備を、移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下、「移設等」という。）により高圧ガス設備として使用する場合は、標準的な許可申請等の添付書類及び完成検査等について定める。

2 用語の定義

この取扱において使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例によるものの他、以下に定めるところによる。

- (1) 移設：高圧ガス設備の使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度 等）を変更せずに、単に設置場所のみを変更すること（同一事業所内での変更を含む。）
- (2) 転用：高圧ガス設備の使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度 等）を変更すること
- (3) 再使用：廃止した高圧ガス設備を再び使用すること、及び、休止している設備を再び使用すること
- (4) 記録検査：当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合のその記録による検査

3 許可申請等の添付書類

移設等を行う高圧ガス設備については、以下の書類を申請（届出）書に添付すること。

- ①設備の設置手続きを証する書類
（許可書（製造許可、変更許可）や届出書（製造事業、変更）の写し 等）
 - ②完成検査証の写し（完成検査を受検した場合）
 - ③直近の保安検査証の写し（保安検査を受検した場合）
 - ④設備の撤去又は廃止を証する書類
（軽微変更届、廃止届の写し）
 - ⑤直近の定期自主検査記録
 - ⑥設備の証明書類
（特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書 等）
 - ⑦設備の使用履歴を示す書類（設置、撤去、補修・修理、事故等の記録）
 - ⑧設備が使用されていたプラントの概要及びフローシート、運転状態を説明する書類
 - ⑨保管状態等にある設備は、保管場所、保管期間及び保管時に取った措置を説明する書類
 - ⑩その他必要と認められる書類
- ※1 県内移設等の場合は、上記①～④の書類は添付省略可。
- ※2 コールドエバポレーター（以下、「CE」という。）の移設等の際、高圧ガス保安協会（以下、「KHK」という。）の移設性能検査を受検する場合は、上記⑥のみの添付でよい。
- ※3 次に掲げる場合については、申請前に高圧ガス保安協会の委託検査で設計検査を受け、基準に適合している事を確認（特定設備は特定則に適合を確認）し、申請時に委託検査等成績証明書を添付すること。
- ①高圧ガス保安法以外の法令が適用されていた設備（ガス事業法、労働安全衛生法 等）のうち、特定設備と同等規模の設備を移設、転用する場合
 - ②CEを液化酸素、液化窒素、液化炭酸ガス、液化アルゴン以外のガスの設備として転用する場合
 - ③特定設備検査合格証又は認定試験者試験成績証明書の交付を受けている設備を、書面に記載の設計条件の範囲を超えて転用する場合

4 移設等の際に行う耐圧性能及び強度の確認について

(1) 移設時に行う検査

① C E

特定設備検査合格証	検査
交付から3年以内	記録検査
上記以外	移設性能検査※

※同一事業所内又は同一事業者の事業所間の移設の場合、移設性能検査と同じ項目の自主検査に代えることができる。

移設性能検査：KHKによるC Eに係る貯槽の移設に伴う性能検査

(外観検査、内層の耐圧試験、内層の気密試験、断熱性能試験及び腐食検査)

② C E以外の設備

ア 特定設備検査合格証及び認定試験者試験等成績証明書が交付されている設備

直近の耐圧試験又は開放検査	検査
保安検査における開放周期内にあるもの	記録検査
上記以外	開放検査（非破壊検査及び肉厚測定）

イ 上記以外（配管や弁類）は記録検査

(2) 転用時に行う検査

① C E

転用後の製造するガス	検査
液化酸素、液化窒素、液化炭酸ガス、液化アルゴン	記録検査
上記以外	KHK委託検査 (耐圧・気密試験、肉厚測定)

② C E以外の設備

ア 特定設備検査合格証及び認定試験者試験等成績証明書が交付されている設備

転用後の使用条件（ガス種、圧力、温度）	検査
設計条件の範囲内の場合	記録検査
上記以外	KHK委託検査 (耐圧・気密試験、肉厚測定)

イ 上記以外（配管や弁類等）

転用後の常用圧力に対する耐圧試験の圧力	検査
設置時に実施した耐圧試験の圧力の範囲内	記録検査
上記以外	耐圧試験及び肉厚測定

(3) 再使用時に行う検査

	検査
C E	記録検査
C E以外の設備のうち、直近の耐圧試験又は開放検査から保安検査における開放周期内にあるもの	記録検査
C E以外の設備のうち、直近の耐圧試験又は開放検査から保安検査における開放周期を超えるもの	開放検査 (非破壊検査及び肉厚測定)

5 移設等の際に行う耐圧性能及び強度の確認以外の検査について

移設又は再使用する設備に圧力計、温度計、安全弁等の安全装置、緊急遮断弁等がある場合において、直近の定期自主検査から1年を超えているものについては、次の区分により圧力計・温度計の精度確認、安全弁の作動試験、緊急遮断弁の弁座漏えい試験等を実施し、設備に異常がないことを確認すること。

事業所の区分	検査期限
第一種製造事業所、第一種貯蔵所	完成検査受検まで
上記以外	使用開始時まで

6 注意事項

- (1) 移設等の際に設備の改造等を行う場合は、本取扱の他に「高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱」（次ページ以降参照）に従い、検査を実施すること。
- (2) 耐震設計構造物の移設等の際には、再評価を必要とする場合があるので、注意すること。
その際、耐震告示施行前に製作された設備は、現行の耐震告示に適合しない場合があるので、注意すること。
- (3) 設備を保管していた場合、保管状況が良好であることが前提となっているため、保管状況によっては、開放検査の実施を指示する場合がありますので留意すること。
- (4) 「1 適用範囲」における申請、届出は以下のものをいう。
 - ①法第5条第1項各号、第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項に規定する許可申請
 - ②法第5条第2項各号、第14条第4項、第17条の2第1項、第19条第4項、第24条の2第1項、第24条の4第1項に規定する届出
 - ③第一種製造事業所における小規模非連結設備の変更にかかる法第14条第2項に規定する届出

2 高圧ガス設備の改造等に係る検査の取扱いについて

1 適用範囲

高圧ガス保安法に規定する製造事業所、貯蔵所及び特定高圧ガス消費事業所において、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス設備の改造、補修又はこれらの併用（以下、「改造等」という。）する場合の標準的な検査について定める。

2 用語の定義

この取扱いにおいて使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例によるものの他、以下に定めるところによる。

- (1) 改造：製造設備等の形状、材質を変更すること
- (2) 補修：損傷又は減耗した製造設備等を形状、材質を変更せずに修復すること
- (3) ノズル交換：高圧ガス設備のノズルを改造又は補修すること

3 改造等に伴う検査について

- (1) 必要な検査項目は、原則別表4-1のとおりとする。
- (2) 特定設備検査を受検した設備及び特定則施行前に製作された特定設備と同等規模の設備は、別表4-2のとおり高圧ガス保安協会の委託検査を受検することにより、特定則の基準に適合していることを確認すること。

4 注意事項

- (1) 高圧ガス保安協会の委託検査の受検が必要となる設備の改造等は、完成検査時に成績証明書の確認を行うので、高圧ガス保安協会と十分調整を行うこと。（完成検査の必要がない設備においては、成績証明書で合格を確認してから製造（貯蔵）を行うこと。）
- (2) 貯槽の改造等を行った場合は、開放検査周期が短縮される場合があるので、注意すること。
- (3) 開放検査で発見された欠陥の補修は、告示に定める保安検査基準に従って適切に検査を実施すること。また、開放検査で発見された欠陥の補修以外の補修は、事前に当課と協議すること。
- (4) 1における「手続き」とは、以下の申請、届出をいう。
 - ①法第14条第1項、第19条第1項に規定する許可申請
 - ②法第14条第4項、第19条第4項、第24条の4第1項に規定する届出
 - ③第一種製造事業所における小規模非連結設備の変更にかかる法第14条第2項に規定する届出

別表 4-1 検査項目

設備区分	改造・補修	ノズル交換
<ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類 ・塔槽類に類似の設備 ・CE 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の検査（改造の場合のみ） （耐震設計確認 等） ・材料の検査 ・加工の検査 （寸法検査 等） ・溶接の検査 （溶接機械試験、非破壊検査 等） ・構造の検査 （耐圧・気密試験、肉厚測定 等） ・断熱性能試験 （CE及び真空断熱の塔槽類の場合） 	<p>1 別表 4-2において、委託検査の受検を必要とする場合は、左欄の改造の場合と同項目の検査</p> <p>2 1以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験 ・断熱性能試験 （CE及び真空断熱の塔槽類において、本体接続部から交換する場合）
<p>その他 （蒸発器、回転機器等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験 ・肉厚測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接部の非破壊検査 ・耐圧・気密試験

注意事項

- 1 特定設備検査を受検した設備及び特定設備と同等の設備は、特定則に基づき検査を実施すること。
- 2 耐圧試験は、変更部のみの部分耐圧でも可とする。
- 3 検査項目は、設備の規模、改造・補修の程度に応じ、必要なものを追加すること。

別表 4-2 高圧ガス保安協会の委託検査の受検の要・不要

委託検査における検査項目は、別表 4-1 による。

設備区分	改造・補修	ノズル交換		
<ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類 ・塔槽類に類似の設備 ・CE 	<p>必要</p> <p>※補修の場合は、程度に応じ判断する。</p> <p>※熱交換器のチューブ材質変更は不要</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>本体接続部から交換する場合</p> <p>必要（40A 以上のノズルを含む場合）</p> <p>不要（40A 未満のノズルのみの場合）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <p>本体に影響がない方法で交換する場合</p> <p>不要</p> </td> </tr> </table>	<p>本体接続部から交換する場合</p> <p>必要（40A 以上のノズルを含む場合）</p> <p>不要（40A 未満のノズルのみの場合）</p>	<p>本体に影響がない方法で交換する場合</p> <p>不要</p>
<p>本体接続部から交換する場合</p> <p>必要（40A 以上のノズルを含む場合）</p> <p>不要（40A 未満のノズルのみの場合）</p>	<p>本体に影響がない方法で交換する場合</p> <p>不要</p>			
<p>その他 （蒸発器、回転機器等）</p>	<p>不要 ※処理能力が単独で 100 万 m³/日を超えるような規模が大きい設備は、改造・補修の程度により委託検査を受検すること。</p>			

3 LGC（超低温容器）等の当面の運用について

液化酸素、液化窒素、液化アルゴン等臨界温度の低いガスの充填には超低温容器が使用されている。当該容器は、通常、液面加圧蒸発器（加圧コイル）を有し、加圧蒸発器で気化したガスを容器の気相部へ戻し、液面を加圧して液化ガスを送り出す構造となっている。

この液面加圧行為は、高压ガスの製造に該当するが、全国的にその取り扱いに不統一の点があったため、平成5年KHK（高压ガス保安協会）運用検討委員会により当面の対応方針が示された。

更に、平成12年4月1日に施行された改正省令により、従来通達で示されていた処理量の算定式が省令化され、その中で「加圧蒸発器付き容器」が処理設備として新たに規定された。

この「加圧蒸発器付き容器」については、これまでの経過を踏まえ、次表のとおり運用することとする。

容器種別	ガス種	送ガス蒸発器	区分	措置	保安検査
加圧蒸発器付き超低温容器	窒素、酸素、アルゴン、炭酸ガス	接続する送ガス蒸発器の出口圧力1MPa以上	製造	製造の許可又は届出	酸素（100m ³ /日以上） 2年ごと
		接続する送ガス蒸発器の出口圧力1MPa未満	製造	内容積500リットル超え又は加圧蒸発器が外部に附属するもの 製造の許可又は届出	窒素、アルゴン、炭酸ガス 不要
				内容積500リットル以下 製造の基準を遵守、取扱いは全国的な動向を踏まえて措置を定める	不要
		送ガス蒸発器がない場合（液取り）	製造	内容積500リットル超え又は加圧蒸発器が外部に附属するもの 製造の許可又は届出	不要
内容積500リットル以下 製造の基準を遵守、取扱いは全国的な動向を踏まえて措置を定める	不要				

4 照会事例

※ 注意事項

この照会事例の内容は、法令の改正等により変更される場合があります。本内容に基づいて申請又は届出を行う場合は、あらかじめ県へ確認を行ってください。

1 配管・弁類

- Q1 安全弁の本体を変えずに、内部のバネを交換することで設定圧を変更したい。
A1 届出は不要。作動確認を行い、記録を残すこと。
- Q2 (コンビ則事業所) インターロックで作動するガス設備以外の自動弁を、別の自動弁に変更したい。
A2 届出は不要。作動確認を行い、記録を残すこと。
- Q3 40A 配管の認定弁のハンドルを外してエアシリンダーを取付け、自動弁とする。バルブ本体は変更ないが、弁の重量が増加するため、耐震評価が必要となる。
A3 軽微変更届とする。耐震評価を行うこと。
- Q4 バルブを認定弁に交換したいが、取付け口の形状が合わないので治具を取付けたい。
A4 変更許可が必要。
- Q5 高圧ガス設備に接続する計装設備の小口径の導圧配管を取替えたい。
A5 高圧ガス設備であり、変更許可が必要
- Q6 貯槽受け入れ用のローディングアームをローリーホースに取替えたい。
A6 変更許可が必要 (ローリーホースをローディングアームとする場合も変更許可)
- Q7 配管を撤去するが、①フランジ接合部で取り外し、閉止フランジで止める。②配管を切断し溶接で止める。③配管を切断し、ねじ込みプラグで止める。の方法を考えている。それぞれの場合の手続きはどのようになるか。
A7 ①は軽微変更届とする。②、③は変更許可が必要 (配管の切断、溶接を伴う場合は、変更許可が必要)。
- Q8 ①配管に設置しているオリフィス板を撤去したい。
②完成検査受検済であるオリフィス管と短管の位置を入れ替えたい (フランジ接合)。
A8 ①軽微変更届とする。②変更許可が必要 (完成検査は不要)。
- Q9 ①カードル充てん用の銅管を高圧ホースに変えたい。
②製品の気密試験用の設備で製品に接続するホースを耐圧ゴムホースからナイロンフレキシブルチューブに変えたい。
③容器充てん場の充てん金具と銅管を WEH 金具とテフロン高圧ホースに取替えたい。
④液化塩素受入銅管を更新したい。
A9 ①、②、③は変更許可が必要。④は受入銅管が可とう管であれば、届出は不要。
- Q10 ①ディスプレイの充てん口のカップリングを交換したい。
②ローリー受入ホースのカップリングの交換をしたい。
A10 ①②ともに、届出は不要。

2 塔槽類

Q11 差圧式液面計の表示部を更新したい。

A11 届出は不要（圧力計と同等）。

Q12 貯槽の保温材を撤去したい。保温材撤去により常用の温度は変わらない。温度上昇防止措置の基準も満たしている。

A12 届出は不要。

Q13 コールドエバポレーターの外槽のさび落としをしたい。

A13 届出は不要。ただし、真空度の測定を行い、支障ないことを確認すること。

3 蒸発器、熱交換器、回転機器等

Q14 消費型の蒸発器（LP ガス型式認定品）を取替えたい。

A14 変更許可が必要（蒸発器としては高圧ガス保安法上の認定品とはならない。）。

Q15 ①ポンプのモーターを交換したい。

②ポンプのインペラーを交換したい。

③コンプレッサーのプーリーを交換して回転数を変えたい。

A15 ①～③ともに、交換により処理能力がどのようになるかで手続きが変わる。

i 変らない→届出は不要。

ii ±20%以内の増減→変更許可が必要であるが完成検査は不要。

iii ±20%を超えて増減→変更許可、完成検査ともに必要。

Q16 ポンプのネジ接合継手部分を溶接したい。

A16 変更許可が必要（改造と見なす。）。

4 移動式製造設備関係

Q17 工事を伴わずに、ローリーの置場を変更したい。

A17 報告事項（任意提出）とする。

Q18 ローリーホース、カップリングを交換したい。

A18 届出は不要（ただし、液石法充てん設備は、液石法に基づく手続きが必要である。）。

Q19 ローリーの台車を更新したい。

A19 届出は不要。

（ただし、液石法充てん設備は、液石法に基づく変更届が必要である。）

※液石法の充てん設備の変更については、以下のとおりであり、保安法の手続きと異なる。

(1) ガスを通る部分の取替えのうち、メーカー、型式が異なるもの → 変更許可

(2) // メーカー、型式が同一のもの → 変更届

(3) ガスを通る部分以外の設備の取替え

（台車交換等、技術上の基準に関係しないものに限る。） → 変更届

5 付属冷凍設備

Q20 ブラインを介して設備を冷却する付属冷凍設備の圧縮機を交換したい。高圧ガス保安協会証明書は添付される。

A20 交換により処理能力がどのようになるかで手続きが変わる。

i 変わらない→軽微変更届とする。

ii ±20%以内の増減→変更許可が必要であるが完成検査は不要。

iii ±20%を超えて増減→変更許可、完成検査ともに必要。

Q21 ブラインポンプ、ブライン配管を増設したい。

A21 軽微変更届とする。

Q22 冷凍能力が高圧ガス保安法適用除外となる小型の付属冷凍機を交換する。

A22 届出は不要（処理量は算定しない。）。

Q23 ブラインポンプ、ブライン配管を取替える。

A23 届出は不要。

6 容器置場

Q24 ①充てんプラットフォームを拡大（縮小）したい。②充てんプラットフォームとは別に、事業所内で充てんしたガスの容器置場を増設したい。

A24 ①、②ともに、工事を伴う場合は、変更許可、完成検査ともに必要。工事を伴わない場合は、報告事項（任意提出）とする。また、液石則充填所で散水必要量を15分としている事業所は、拡大する場合は30分散水の対応をすること（製造と関係ないガスの容器置場は、貯蔵の基準が適用になる。）。

Q25 容器置場の拡大はないが、残ガス容器置場と充てん容器置場の場所の変更など、レイアウトを変更したい。

A25 工事を伴わない場合で、①可燃性ガス。毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等の置く場所を変更する場合は、報告事項（任意報告）とする。①以外のガスの場合は、充填容器置場と残ガス容器置場の場所を変更する場合は、届出は不要。

7 その他

Q26 ローリー停止位置を拡大したい。

A26 工事を伴わない場合は、報告事項（任意提出）とする。また、液石則充填所で散水必要量を15分としている事業所は、拡大する場合は30分散水の対応をすること。

Q27 ガス漏洩検知警報設備の検知部や警報盤の位置を変更したい。

A27 軽微変更届とする。

Q28 ①ガス設備の冷却水ジャケットの形状を変えたい。

②反応器の冷却水配管を変更したい。

A28 軽微変更届とする。

Q29 移動式のコンプレッサの保管場所を同一敷地内で変更したい。

A29 届出は不要。

Q30 設備の破裂板を取替えたい。設定圧は変らないが、材質の耐食性を向上させる。

A30 届出は不要。

Q31 貯槽の歩廊を変更したい。

A31 届出は不要。

Q32 スタンドの舗装をし直す。

A32 届出は不要。

5 手数料の算定の扱いについて

変更許可及び完成検査の申請には、県条例で定める手数料の納付が必要です。手数料の納付は収入証紙の添付により行います。

1 スクラップ&ビルド

手数料は、変更前後の処理量の変化により決まりますが、**設備の全て又は一部を取替える場合は、スクラップ&ビルドが適用**され、新たに設置する設備の処理量により手数料が算定されます。

しかし、スクラップ&ビルドの適用については、これまでの経過から、手数料の算定根拠となる処理量を以下のように運用しています。

(1) 処理設備の増設による処理量の増加

増設する設備の処理量

(2) 処理設備の取替による処理量の変更

① **単なる機器類の交換の範囲の場合**※1

変更前後の処理量の増加分※2

② **①以外の場合**

新たに設置する設備の処理量（スクラップ&ビルドが適用される。）

(3) 処理設備の増設、取替がない場合（配管、弁類の増設、変更など）※3

「その他」が適用されます。

※1 「単なる機器類の交換の範囲」とは、以下の条件を全て満たす設備の変更をいいます。

① 単なる機器：ポンプ、コンプレッサー、気化器、凝縮器及びそれらに類似した機器

② 交換として見る範囲：フロー上の変更がなく、かつ、配管のサイズアップがない場合

③ 処理量の変更幅：機器の処理量の増減が20%以内であること

※2 処理量の増減の計算の結果がマイナス（減少のみ、又は、減少が増加分より多い）の場合は、「0」（「その他」）と扱います。

※3 移動式製造設備の取替え（入替え）の場合は、同じものへの入替えでもスクラップ&ビルドが適用されます。

2 スクラップ&ビルドが混在する手数料の対象となる処理量の計算

設備の増加、スクラップ&ビルド、単なる機器の交換の範囲が混在する場合は、**それぞれに分けて**手数料の算定根拠となる処理量を計算してください。

また、**単なる機器の交換で、処理量の増減分の結果がマイナスの場合は、「0」として計算**してください。

例

①定置式製造施設により製造する事業所で、

・ A施設にポンプ a を増設 150 m³/日

・ B施設の蒸発器 b を取替え 150→160 m³/日、スクラップ&ビルド適用

・ C施設の圧縮機 c を取替え 700→600 m³/日、単なる機器の交換の範囲

●手数料算定処理量

= (ポンプ a の処理量) + (蒸発器 b の処理量) + (圧縮機 c の増減分)

= 150 + 160 + 0 ※ = 310 m³/日 ∴ ¥39,000 円

※圧縮機 C は単なる機器の交換の範囲でマイナスとなるが、0 で計算

②定置式製造施設により製造する事業所で、

・ A施設にポンプ a を増設 150 m³/日

・ B施設の蒸発器 b を取替え 150→160 m³/日、単なる機器の交換の範囲

・ C施設の圧縮機 c を取替え 700→600 m³/日、単なる機器の交換の範囲

●手数料算定処理量

= (ポンプ a の処理量) + (蒸発器 b 及び圧縮機 c の増減分)

= 150 + 0 ※ = 150 m³/日 ∴ ¥26,000 円

※単なる機器の交換の範囲で合算すると、(+10-100) でマイナスとなるが、0 で計算

6 保安統括者等の代理者の兼務及び保安係員の外部委託について

1 保安統括者等の代理者の兼務

(1) 選任の要件を満たす者（以降の文章では前提条件として省略する）であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

（例）保安統括者の代理者であるA氏を、保安主任者及び保安係員の代理者に選任する。

(2) 保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。

（例）保安技術管理者であるB氏を、保安企画推進員の代理者に選任する。

(3) 液化石油ガス保安規則のみの適用を受け、かつ処理能力が25万m³/日未満の事業所において、保安統括者が保安係員の選任の要件を満たすものであれば、保安係員を兼務してもよい。ただし、液化石油ガス製造施設につき従業員の交代性をとっている場合は兼務できない

(4) 交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

ただし、代理の職務を行うことにより、24時間働き続けることになる等、当該保安係員が不在の間、継続して職務を行えなくなる場合は、代理者に選任することはできない。

(5) 保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

（例）〇〇〇製造施設に従事しているD氏を、他の製造施設区分である△△△製造施設の保安係員の代理者に選任することはできない。

2 保安係員の外部委託

事業所ごとに選任する保安係員（代理者）について、以下の(1)、(2)の条件を満たした場合、選任の要件を満たす者であれば、事業所の管理を委託している管理会社等に所属するものであっても、保安係員（代理者）に選任できる。

(1) 危害予防規程において、委託先の会社名と委託する業務範囲が明確にされていること

(2) 委託契約書において、選任した保安係員（代理者）が当該事業所に専任されている等、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが明記されていること

7 許可申請時の基準適合状況の記述方法について

基準への対応状況は、詳細にかつわかりやすく記述すること。

液化石油ガス保安規則の技術上の基準に関する事項

適用法令	項目	申請内容	書類 番号	図面 番号	備考
第6条 第1項 第17号	高压ガス 設備の 耐圧性能	(わかりにくい例) 高压ガス設備は、常用の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格するものとする。ただし、特定設備検査則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって使用開始前のものについては実施しない。			
		(記載例 1) ポンプ、弁類は大臣認定品、貯槽は特定設備を使用します。 配管については、下記の耐圧試験を実施します。 (耐圧試験実施設備、大臣認定、特定設備の区分は別紙機器一覧表を参照) 配管耐圧試験は、試験圧力2.7MPa(常用圧1.77MPaの1.5倍)で、水を使用して実施します。			条文の内容のみの記述で、どの設備が、認定品、特定設備、耐圧試験実施なのか区別できない
		(記載例 2) 特定設備 貯槽 認定品 ポンプ、弁類 耐圧試験実施 配管 (耐圧試験実施設備、大臣認定、特定設備の区分は別紙機器一覧表を参照) 耐圧試験圧力 常用圧力の1.25倍 1.77MPa×1.25=2.22MPa 以上 耐圧試験流体 窒素 非破壊検査 浸透探傷試験			

耐圧試験の圧力、試験流体、非破壊検査の種類等、試験方法が明確でない。

設備ごとに、対応状況が明確に記述する。(細かい設備は、一覧表による説明で可)

対象設備、具体的な対応内容が不明確

対象となる設備ごとに、措置内容を明確に記述する。

適用法令	項目	申請内容	書類 番号	図面 番号	備考
第6条 第1項 第32号	保安電力	(わかりにくい例) ・基準どおり、保安電力を保有する。 ・停電時に、機能が失われることのないような措置を講ずる。			
		(記載例) 次の設備には、それぞれ保安電力を備える。 緊急遮断弁 空気だめ(エアコンプレッサー) 散水装置 エンジン駆動ポンプ 非常照明設備 乾電池(懐中電灯) 通報設備 乾電池(ハンドマイク) ガス漏洩検知警報設備 バッテリー			

8 高圧ガスの事故等について（新潟県取扱い）

平成 24 年 3 月 28 日

平成 24 年 10 月 24 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

1. 適用範囲

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第 98 条、液化石油ガス保安規則第 96 条、コンビナート等保安規則第 53 条、及び冷凍保安規則第 68 条で規定する事故（以下、「高圧ガスに係る事故等」という。）について定める。

2. 用語について

ここで使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例による。

3. 定義

「高圧ガスに係る事故等」とは、高圧ガス・石油コンビナート事故対策要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180328 保局第 2 号）I 総則 2. 事故の定義等 (1)にかかわらず、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事象等で、次に掲げるものをいう。

なお、ある事象等を「高圧ガスに係る事故等」とするか否かについては、その事象等が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、高圧ガス保安法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。また、正常な動作として安全弁が作動し高圧ガスが噴出した場合、事業所において高圧ガスとは無関係な原因により発生した火災で窒素ガスボンベが破裂した場合等は、それによる人的被害が無ければ「高圧ガスに係る事故等」として取り扱わない。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号、以下「液化石油ガス法」という。)に係る事故(以下「LP ガス事故」という。)は、LP ガス事故について(平成 24 年 3 月 28 日、新潟県)及び液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)により対応する。

- ① 爆発（製造等に係る設備（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
- ② 火災（設備等において燃焼現象が生じたものをいう。）
- ③ 噴出・漏えい（気密な構造とする必要のある設備等(※)において、ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
 - 1) 噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であり、点検、警報システムによる検知等の通常の保全活動で発見し、速やかに対処した場合であって、かつ、人的被害のない場合
 - 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊が生じたものをいう。）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。LP ガス事故は除く。）
- ⑥ 高圧ガス保安法第 36 条 1 項の事態（高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。）
- ⑦ その他

※：設備等のうち、高圧ガス設備、可燃性ガス、毒性ガス、若しくは酸素に係るガス設備、又は特殊高圧ガスに係る消費設備

9 コールド・エバポレーターの運用について

令和4年3月14日
新潟県防災局消防課

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第20号）が令和3年3月29日に公布され（令和3年4月1日施行）、定置式製造設備であるコールド・エバポレーター（以下、「CE」という。）の定義が明確化された。これに伴い、処理能力の算定方法や保安検査周期等についても改正が行われ、CEに係る運用が見直された。

さらに、令和4年2月に経済産業省高圧ガス保安室から「コールド・エバポレータ（CE）の定義見直し関係～解説資料～及び参考.Q&A（パブコメ回答等まとめ）～」が示された（[経済産業省HP](#)）。これらをふまえ、本県におけるCEの取り扱いについて整理し、令和4年3月14日より以下のとおり運用することとする。

1 CEの定義と適用される技術上の基準

CE：二重殻真空断熱式貯槽＋加圧蒸発器（＋送ガス蒸発器）のみで構成される定置式製造設備
→技術上の基準は一般則第6条の2が適用される。

一般則第2条第1項第二十二号の二 コールド・エバポレーター

液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十八号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。）

一方、加圧蒸発器付低温貯槽（及び送ガス蒸発器）以外の処理設備を有する製造設備や、加圧蒸発器のない低温貯槽は、CEではない一般的な高圧ガス製造設備として規制される。

→技術上の基準は一般則第6条の規定が適用される。

2 処理容積の計算

※詳細は経産省「コールド・エバポレータ（CE）の定義見直し関係～解説資料～及び参考.Q&A（パブコメ回答等まとめ）」を参照すること。[経済産業省HP](#)

<CEと処理容積の計算>

	処理容積の計算（一般則第2条第1項）
気化ガス取り出し	【送ガス蒸発器の常用の圧力 1MPa 未満】 第十八号ト(ホ)① 加圧蒸発器付低温貯槽の気化ガスを取り出す場合 【送ガス蒸発器の常用の圧力 1MPa 以上（送ガス蒸発器が処理設備に該当）】 第十八号ト(ホ)① 加圧蒸発器付低温貯槽の気化ガスを取り出す場合 ＋ 第十八号ハ 蒸発器
液化ガス取り出し	第十八号ト(ホ)② 加圧蒸発器付低温貯槽の液化ガスを取り出す場合

○送ガス蒸発器による気化ガスの取り出しと液化ガスの取り出しの両方を行う場合。

第十八号ト（ホ）①気化ガスを取り出す場合、

第十八号ト（ホ）②液化ガスを取り出す場合

の両方を満たす必要があるため、それぞれの計算式により算出した値の大きい値を処理容積とする。

（気化ガスの取り出しと液化ガスの取り出しを同時に行わないのであれば合算する必要はない。）

・・・参考Q&A（パブコメ回答等まとめ④ Q11）

○送ガス蒸発器が複数基並列に接続され、同時に稼働することができないような場合。

各々の送ガス蒸発器の処理容積を第十八号ト（ホ）①の計算式で算出し、大きい値を処理容積とする。

・・・参考Q&A（パブコメ回答等まとめ⑤ Q12）

<処理容積算定の注意点>

配管により接続された施設において1以上の設備がある場合、当該設備の処理容積を合算するものとして運用する。なお、算定は設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものではなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力とする。

・・・解説資料6.（注意事項）施設の処理容積の算定について

<改正省令の施行の際現に許可申請又は届出を行っている設備（以下既存設備）>

- ・ 技術上の基準や処理容積の算定は、なお従前の例によることができる（経過措置）。
- ・ 設備の変更を行う場合は、内容によって改正後の法令を適用する必要があるため、事前に所管行政庁に相談すること。
- ・ 処理容積により保安検査手数料が決定されるため（3. 保安検査（2）保安検査の手数料参照）、設備ごとに処理容積を整理すること。処理容積を見直し/整理する場合は、所管行政庁に相談すること（軽微変更届出等の提出を求める場合がある）。

3 保安検査

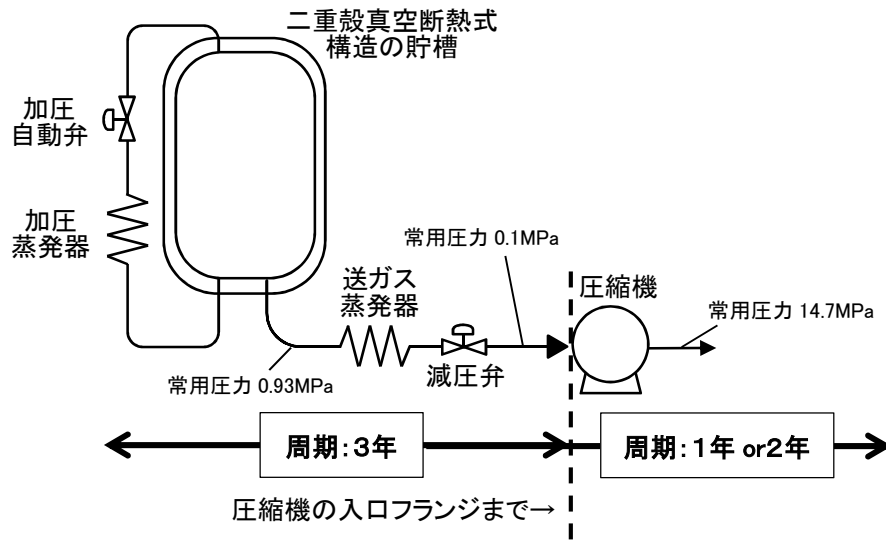
(1) 保安検査の方法と周期

製造設備	保安検査の方法	保安検査周期（※1）
CE	一般則第 82 条第 2 項第四号及び別表 3 コンビ則第 37 条第 2 項第四号及び別表 4	3 年
一般的な高圧ガス設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ CEと同様の設備構成を有するもの。 ・ CEと類似の設備構成を有するもの（液化窒素や液化炭酸ガスなどの場合に使用する加圧蒸発器のない低温貯槽を有する製造設備） 	KHKS 0850	CEと同様の設備構成の範囲：3年 類似の設備構成を有するもの：3年 上記以外：1年～4年※2 （例：空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置は2年）

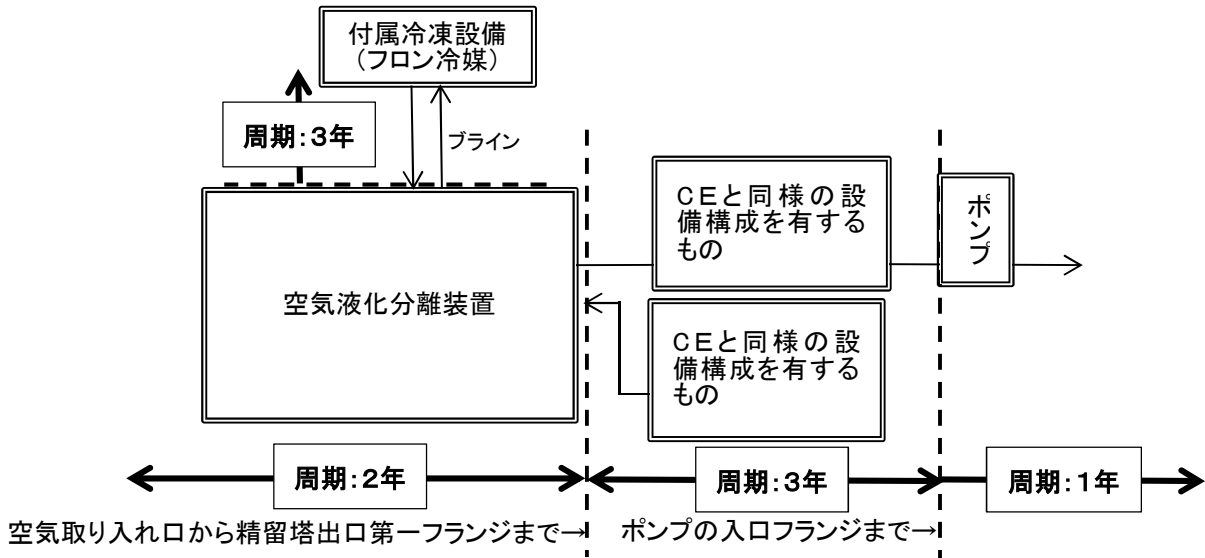
※1 この検査周期以内で実施すればよい。あらかじめ保安検査機関と調整すること。

※2 一般則第 79 条第 2 項、コンビ則第 34 条第 2 項及び製造細目告示第 14 条で規定する周期。

【例1】 気化ガスを圧縮機で昇圧させる場合



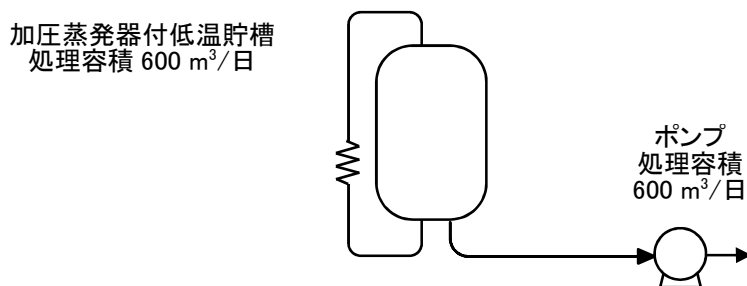
【例2】 空気液化分離施設の場合



(2) 保安検査の手数料

- ・ 保安検査手数料は、保安検査を受ける製造設備の処理容積により決定する。
- ・ CEと同様の設備構成を有する製造設備では、設備ごとに検査周期が異なり、手数料は「その年に保安検査を行う設備の処理容積」に基づき決定する。
- ・ 設備ごとの処理容積を整理しておくこと。処理容積について見直しを行う場合は、所管行政庁に相談すること。
- ・ 法で定められた周期より短い期間で保安検査を行ってもよい。その場合は、保安検査を行った設備の処理容積が保安検査手数料となる。

【例3】 CEと同様の設備（600 m³/日） + ポンプ（600 m³/日） で構成される製造設備の場合。



検査年	検査対象設備	処理容積 (m ³ /日)	検査手数料 (円)
1年目	CEと同様の設備構成+ポンプ	1,200	75,000
2年目	ポンプ	600	60,000
3年目	ポンプ	600	60,000
4年目	CEと同様の設備構成+ポンプ	1,200	75,000

注) 上記の例で、ポンプ部について休止届出が出ているとき。

- ・ 休止部分は保安検査の対象外とする。処理容積 600 m³/日の CEと同様の設備構成として保安検査手数料を算定する。
- ・ CEと同様の設備の処理容積が 300 m³/日未満（酸素の場合は 100 m³/日未満）であれば、小規模非連結設備として扱うことができ、CEと同様の設備構成箇所は保安検査の対象外とすることができる。

< CE及びCEと同様の設備構成の範囲の耐圧性能検査および気密性能検査について >

- ・ 設備構成中、製造に係る技術上の基準における耐圧・気密検査を要しない設備は二重殻真空断熱式構造の貯槽部分のみである。蒸発器や配管類等は耐圧性能および気密性能の検査を実施すること。
- ・ 既存設備は、経過措置により従前の例によることができる。（ただし、蒸発器や配管類等も耐圧性能検査、気密性能検査を実施することが保安上望ましい）。

§ 5 関係団体の連絡先

1 消防本部の所在地

本部名 ----- (権限移譲) 高圧ガス保安法担当課 (係)	所在地	代表番号 ----- ダイヤルイン
新潟市消防局 ----- 危険物保安課保安係	〒950-1141 新潟市中央区鐘木 257 番地 1	025 (288) 3191 ----- 025 (288) 3241
長岡市消防本部	〒940-0082 長岡市千歳 1 丁目 3 番 100 号	0258 (36) 0119
三条市消防本部 ----- 警防課保安係	〒955-0082 三条市西裏館 3 丁目 3 番 10 号	0256 (34) 1111 ----- 0256 (34) 1161
柏崎市消防本部 ----- 予防課危険物保安班	〒945-0034 柏崎市三和町 8 番 51 号	0257 (24) 1500 ----- 0257 (24) 1501
見附市消防本部	〒954-0059 見附市昭和町 2 丁目 6 番 33 号	0258 (62) 0555
村上市消防本部	〒958-0876 村上市塩町 12 番 6 号	0254 (53) 0119
糸魚川市消防本部	〒941-0069 糸魚川市南寺島 2 丁目 10 番 20 号	025 (552) 0119
五泉市消防本部	〒959-1861 五泉市粟島 1 番 28 号	0250 (42) 0119
阿賀野市消防本部	〒959-2003 阿賀野市安野町 14 番 4 号	0250 (62) 2058
佐渡市消防本部	〒952-1311 佐渡市八幡 58 番地	0259 (51) 0119
魚沼市消防本部	〒946-0007 魚沼市四日町 450 番地 1	025 (793) 0119
南魚沼市消防本部	〒949-6405 南魚沼市竹俣 82 番地 2	025 (782) 0860
阿賀町消防本部	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川 351 番地 4	0254 (92) 0119
小千谷地域消防本部	〒947-0028 小千谷市城内 3 丁目 1 番 9 号	0258 (81) 0119
加茂地域消防本部	〒959-1327 加茂市千刈 2 丁目 8 番 1 号	0256 (52) 1770
燕・弥彦総合事務組合消防本部	〒959-0248 燕市吉田浜首 408 番地 1	0256 (92) 1210
新発田地域広域事務組合消防本部	〒957-0063 新発田市新栄町 1 丁目 8 番 31 号	0254 (22) 1119
十日町地域消防本部	〒948-0007 十日町市四日町新田 1041 番地	025 (757) 0119
上越地域消防事務組合消防本部	〒943-0824 上越市北城町 1 丁目 16 番 1 号	025 (525) 1195

2 関係団体の所在地

団体名	所在地	電話番号
高圧ガス保安協会	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 (ヒューリック神谷ビル)	03(3436)6100 FAX (3438)4163
一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会新潟県CE検査事務所) (関東高圧ガス容器管理委員会新潟県支部)	〒950-0087 新潟市中央区東大通1丁目2番23号 (北陸ビル)	025(244)3784 FAX (249)1634
一般社団法人新潟県エルピーガス協会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目636番30号 (新潟県中小企業会館)	025(267)3171 FAX (233)6267
新潟県冷凍空調設備保安協会	〒950-0088 新潟市中央区万代2丁目4番15号 (新潟県冷凍会館)	025(243)3808
公益財団法人新潟県危険物安全協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 (公社ビル)	025(285)3490

3 移譲市町村提出の場合の注意

(1) 新潟市提出の場合

ア 提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。

イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出については、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

ウ 手数料

手数料額は新潟市消防関係手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。(新潟市のホームページに掲載しています。)

なお、手数料の納入にあつては、現金にてお願いします。

エ 手続き書類の入手方法

新潟市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/index.html>

(2) 三条市提出の場合

ア 提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。しかし、申請以外の届出・報告等にあつては郵送での提出でも対応しています。

なお、郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出については、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

ウ 手数料

手数料額は三条市手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。(三条市のホームページに掲載しています。)

なお、手数料の納入にあつては、現金にてお願いします。

エ 手続き書類の入手方法

三条市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/keibo/page00010.html>

(3) 柏崎市提出の場合

ア 提出先

原則持参による窓口への提出でお願いします。

イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出について、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

ウ 手数料

手数料額は柏崎市手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。（柏崎市のホームページに掲載しています。）

なお、手数料の納入にあっては、現金にてお願いします。

エ 手続き書類の入手方法

柏崎市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/bosai-bohan/shobo/index.html>